

第五次高山市ごみ処理基本計画

平成27年3月策定

令和4年2月改訂

高山市環境政策部

目 次

1	計画の位置づけ	
1.1	計画策定の経緯	- 1 -
1.2	計画の位置づけ	- 2 -
1.3	計画目標年度	- 3 -
1.3.1	1) 計画対象期間	- 3 -
1.3.2	2) 計画目標年度	- 3 -
1.4	計画対象区域	- 3 -
2	ごみ処理の現状	
2.1	ごみ処理事業の沿革	- 3 -
2.2	ごみの区分	- 5 -
2.3	ごみの排出量	- 6 -
2.4	ごみの収集・運搬	- 12 -
2.5	ごみの処理体制	- 14 -
2.6	ごみの処理施設	- 16 -
2.7	ごみの処理量	- 17 -
2.8	ごみの資源化	- 18 -
2.9	ごみ質	- 20 -
2.10	ごみ処理の主要課題	- 21 -
2.10.1	1) 現計画の中間評価（平成31年度）	- 21 -
2.10.2	2) ごみの減量化	- 21 -
2.10.3	3) ごみ焼却施設の老朽化と統廃合	- 21 -
2.11	2.11 現計画の中間評価を踏まえた見直し	- 22 -
2.11.1	1) 目標の達成状況	- 22 -
2.11.2	2) 現計画の取り組み評価と検証	- 23 -
3	将来の予測	
3.1	3.1 人口	- 24 -
3.2	3.2 ごみの排出量の予測	- 24 -
3.2.1	1) 家庭系ごみ	- 24 -
3.2.2	2) 事業系ごみ	- 26 -
3.2.3	3) 産業廃棄物	- 27 -
3.2.4	4) 将来ごみ排出量	- 28 -
4	計画の基本方針	
4.1	4.1 計画の理念	- 32 -
4.2	4.2 計画の基本方針	- 33 -
4.2.1	1) 3Rの推進等による廃棄物の減量化	- 33 -
4.2.2	2) ごみの適正処理	- 34 -

3) 市民、事業者、市の取り組みの推進.....	- 34 -
4.3 計画の目標	- 35 -
5 3Rの推進等による廃棄物の減量化	
5.1 廃棄物の発生抑制（Reduce リデュース）	- 38 -
5.2 再使用（Reuse リユース）の促進.....	- 39 -
5.3 再生利用（Recycle リサイクル）の促進.....	- 40 -
5.4 市民、事業者、市の取り組みの推進.....	- 41 -
6 廃棄物の処理計画	
6.1 排出・収集運搬	- 44 -
6.2 中間処理.....	- 45 -
6.3 最終処分.....	- 47 -
6.4 災害廃棄物処理計画	- 48 -
7 計画の運営管理	
7.1 計画推進体制.....	- 48 -
1) 庁内体制	- 48 -
2) 情報公開	- 48 -
3) 民間委託.....	- 48 -
4) 市民参加	- 48 -
5) コスト管理.....	- 49 -
7.2 計画の進捗状況管理	- 49 -
1) 計画管理の方法	- 49 -

1 計画の位置づけ

1.1 計画策定の経緯

高山市では、平成 7 年度に廃棄物の排出抑制及び適正な処理による生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を目的として、目標年度を平成 17 年度とした最初の一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

平成 13 年度には、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）への対応、廃棄物処理技術の向上、最終処分場のひっ迫等を背景に、目標年度を平成 22 年度とした第二次一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を策定しました。

平成 18 年度には、各種関係法令の整備や社会情勢の変化、平成 17 年 2 月 1 日の市町村合併による市域の拡大、資源化技術の向上などの変化に対応するため、目標年度を平成 26 年度とした第三次高山市ごみ処理基本計画を策定しました。

平成 22 年度には、既存のごみ処理施設の統廃合と今後の施設整備を見据え、廃棄物（ごみ）の減量及び処理についての方針を定め、目標年度を高山市第七次総合計画の計画期間に合わせ平成 26 年度とした第四次高山市ごみ処理基本計画（以下「第四次計画」という。）を策定しました。

平成 26 年度には、廃棄物の減量化と新ごみ処理施設の建設、既存施設の統廃合を見据え、目標年度を令和 6 年度とした第五次高山市ごみ処理基本計画（以下「第五次計画」という。）を策定しましたが、新ごみ処理施設の建設を踏まえて計画期間及び目標数値を見直すとともに、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の公布など、社会情勢の変化や課題等への対応を図るため、計画期間を令和 8 年度までとして見直しを行うものです。

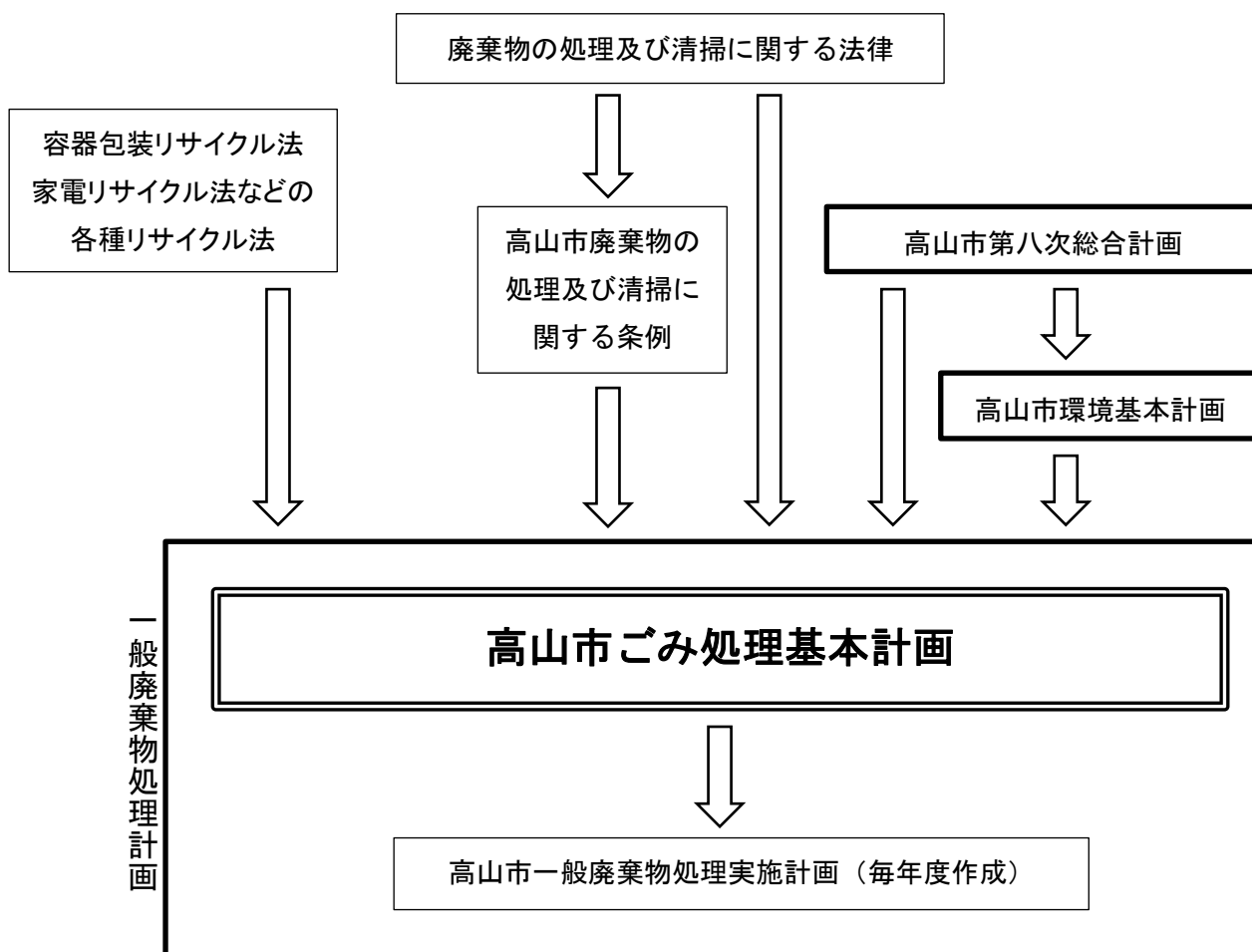
策定年度	計画名称	計画期間
平成 7 年度	第一次一般廃棄物処理基本計画	平成 8 年度～平成 17 年度
平成 13 年度	第二次一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）	平成 13 年度～平成 22 年度
平成 18 年度	第三次高山市ごみ処理基本計画	平成 19 年度～平成 26 年度
平成 22 年度	第四次高山市ごみ処理基本計画	平成 23 年度～平成 26 年度
平成 26 年度	第五次高山市ごみ処理基本計画	平成 27 年度～令和 6 年度
令和 3 年度	第五次高山市ごみ処理基本計画（改訂）	平成 27 年度～令和 8 年度

1.2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（基本計画）として策定するとともに、同法第11条第2項の規定により市が処理を行う産業廃棄物の処理計画を併せて策定し、「高山市第八次総合計画」の基本理念「協働」「創造」「自立」に基づき、都市像である「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛驒高山」を廃棄物（ごみ）対策の面から目指します。

また、「高山市環境基本計画」の将来像である「守りはぐくむ 豊かな自然とやさしい心^{いのち}生命かがやく飛驒高山」と「共生」自然と共存できる地域づくり」「循環」環境負荷の少ない循環型地域づくり」「参加」環境保全に協働する地域づくり」の三つの視点により、循環型社会の形成を図ります。

図 1-2 計画の位置づけ



1.3 計画目標年度

1) 計画対象期間

高山市の廃棄物処理事業の根幹を担う新ごみ処理施設の建設計画との整合を図るとともに、これまでの第五次計画における検証結果を踏まえた更なるごみ排出量の抑制及び地球的な環境問題への対応を図るため、計画対象期間を新ごみ処理施設の稼働開始年度である令和 8 年度まで延長し、平成 27 年度から令和 8 年度までの 12 年間とします。

2) 計画目標年度

最終目標年度を令和 8 年度とします。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	3	4	5	6	7	8	9	10	
総合計画	第七次計画 (H17~)								第八次計画														
環境基本計画	第二次計画 (H18~)								第三次計画														
ごみ処理基本計画	第三次計画																						
					第四次計画																		
									第五次計画														
新ごみ処理施設稼働																							➡

1.4 計画対象区域

高山市全域とします。

2 ごみ処理の現状

2.1 ごみ処理事業の沿革

高山市におけるごみ処理事業の主な沿革は、表 2-1 のとおりです。

第四次計画の平成 23 年度以降では、飛騨市との事務委託を解消したほか、清見リサイクルセンター及び荒城クリーンセンターの 2 施設を廃止しました。また、平成 26 年 4 月から小型家電の分別収集を開始しました。

第五次計画の平成 27 年度以降では、平成 29 年 4 月に家庭用生ごみ堆肥化装置等補助制度を改正し、2 度目以降の制度利用を可能としたほか、令和 2 年 8 月には高山市ごみ処理施設建設検討委員会を設置し、新ごみ処理施設の建設について検討を進めました。また、令和 2 年 8 月にはごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信を開始し、分別の徹底強化を図ったほか、令和 3 年 5 月には高山市快適環境づくり市民会議に「ごみ減量化部会」を設置し、新たなごみ減量化施策等について検討を進めました。

表 2-1 ごみ処理事業の沿革

昭和 28 年	戸別収集開始
昭和 36 年 4 月	戸別収集定額制有料化 (一般家庭収集年額 360 円)
昭和 47 年 4 月	全市ステーション収集開始、一般家庭ごみ無料化
昭和 49 年 6 月	可燃ごみ・不燃ごみの 2 分別収集
昭和 61 年 4 月	廃乾電池収集開始

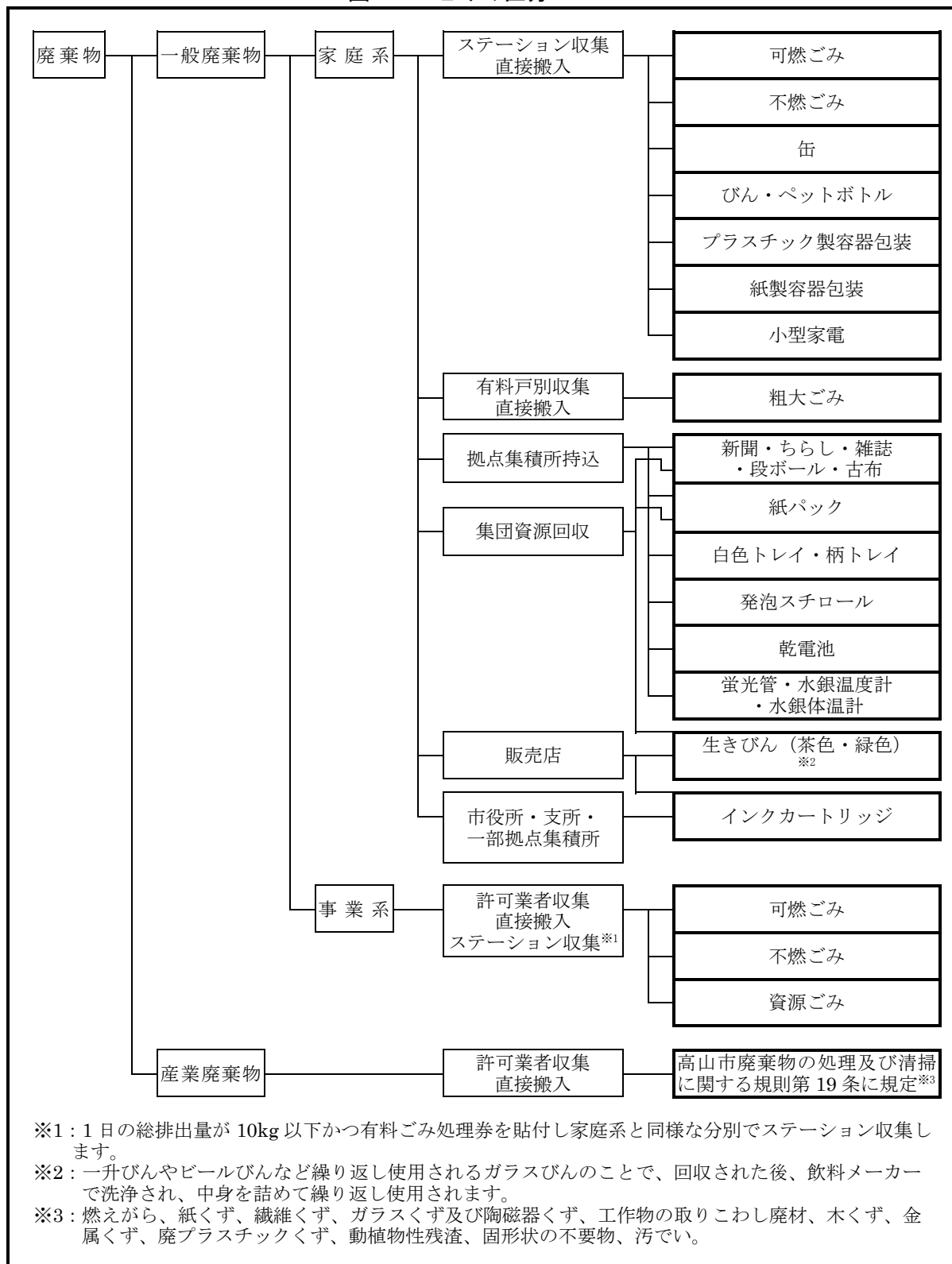
平成 3 年 10 月	家庭用生ごみ減量化装置（コンポスト）の補助制度開始
平成 3 年 11 月	資源回収ボックス設置（平成 9 年 9 月まで）
平成 4 年 4 月	シール制開始 粗大ごみ収集開始（有料） 集団資源回収奨励金制度開始
平成 4 年 5 月	食品トレイ減容機設置
平成 9 年 10 月	缶、びん、ペットボトルの分別収集開始 資源ごみのシール制導入、粗大ごみの戸別収集開始 資源ごみ拠点集積所設置（2 か所→平成 26 年度現在 50 か所） 家庭用電動式生ごみ処理機を補助対象に追加
平成 12 年 4 月	シール料金改定（可燃ごみ 70 円→100 円、粗大ごみ 350 円→500 円。金額税別） 事業用生ごみ堆肥化装置補助制度導入
平成 12 年 10 月	発泡スチロールの回収開始、発泡スチロール減容機設置 不用品リフォームセンター設置 リフォーム製品フェア開催（月 1 回）
平成 14 年 1 月	紙製容器包装を拠点集積所で回収開始（平成 15 年 3 月まで） 廃蛍光管を拠点集積所で回収開始
平成 14 年 6 月	プラスチック製容器包装の分別収集開始 不燃ごみの透明袋収集開始 可燃ごみの透明袋収集開始（平成 15 年 3 月までは透明以外も可）
平成 15 年 4 月	紙製容器包装のステーションでの収集開始
平成 17 年 2 月	周辺の 2 町 7 村と合併
平成 17 年 4 月	無料資源ごみ処理券を廃止し、無料不燃ごみ処理券を配付
平成 19 年 3 月	事業用生ごみ堆肥化装置補助制度廃止
平成 20 年 2 月	荘川埋立処分地休止
平成 20 年 4 月	家庭ごみ収集を完全委託化 容器リサイクル施設運営業務委託化
平成 21 年 4 月	家庭用生ごみ堆肥化装置設置補助金補助率改正 [1/3→1/2（上限 27,000 円）]
平成 22 年 4 月	埋立業務委託化
平成 23 年 3 月	飛驒市との事務委託一部終了（清見リサイクルセンター）
平成 23 年 4 月	清見リサイクルセンター廃止
平成 24 年 3 月	飛驒市との事務委託一部終了（南吉城クリーンセンター、松ヶ瀬清掃工場、松ヶ瀬最終処分場）
平成 24 年 4 月	国府・上宝・奥飛驒温泉郷の可燃ごみ等を市施設で処理開始 市内全域で分別方法を統一
平成 25 年 1 月	上宝埋立処分地休止
平成 26 年 1 月	小型家電分別回収試行開始
平成 26 年 3 月	飛驒市との事務委託終了（荒城クリーンセンター）
平成 26 年 4 月	荒城クリーンセンター廃止 小型家電分別収集開始
平成 29 年 4 月	家庭用生ごみ堆肥化装置等補助制度改正（2 度目以降も可能）
令和 2 年 8 月	高山市ごみ処理施設建設検討委員会設置 ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入
令和 3 年 5 月	高山市快適環境づくり市民会議に「ごみ減量化部会」設置

2.2 ごみの区分

高山市では、ごみの区分を図 2-2 に示すように定め、可能な限り分別・資源化に努め、適正な処分を行っています。

なお、市の施設で一般廃棄物と併せて処理することのできる産業廃棄物は、市内で発生した産業廃棄物であって、市以外の施設で処理が困難なものとしています。

図 2-2 ごみの区分



※1：1日の総排出量が10kg以下かつ有料ごみ処理券を貼付し家庭系と同様な分別でステーション収集します。

※2：一升びんやビールびんなど繰り返し使用されるガラスびんのことで、回収された後、飲料メーカーで洗浄され、中身を詰めて繰り返し使用されます。

※3：燃えがら、紙くず、繊維くず、ガラスくず及び陶磁器くず、工作物の取りこわし廃材、木くず、金属くず、廃プラスチックくず、動植物性残渣、固形状の不要物、汚でい。

2.3 ごみの排出量

高山市のごみの排出量の推移は、表 2-3-1 のとおりです。

令和 2 年度の実績値については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年とは大きく異なる異常値であったことから、本計画の見直しにおける分析の方法は、平成 31 年度までの実績値を基に実施します。

一般廃棄物の総排出量については、豪雨等による災害ごみが大量に発生した平成 26 年度、平成 30 年度を除きほぼ横ばいの状況で推移しています。

一般廃棄物のうち家庭系ごみの排出量は、平成 23 年度以降、1 人 1 日当たりの可燃ごみの排出量（原単位：g/人・日）が年々増加傾向にあります。

また、事業系ごみの排出量については、平成 23 年度以降、平成 31 年度まで若干の増減を繰り返しています。

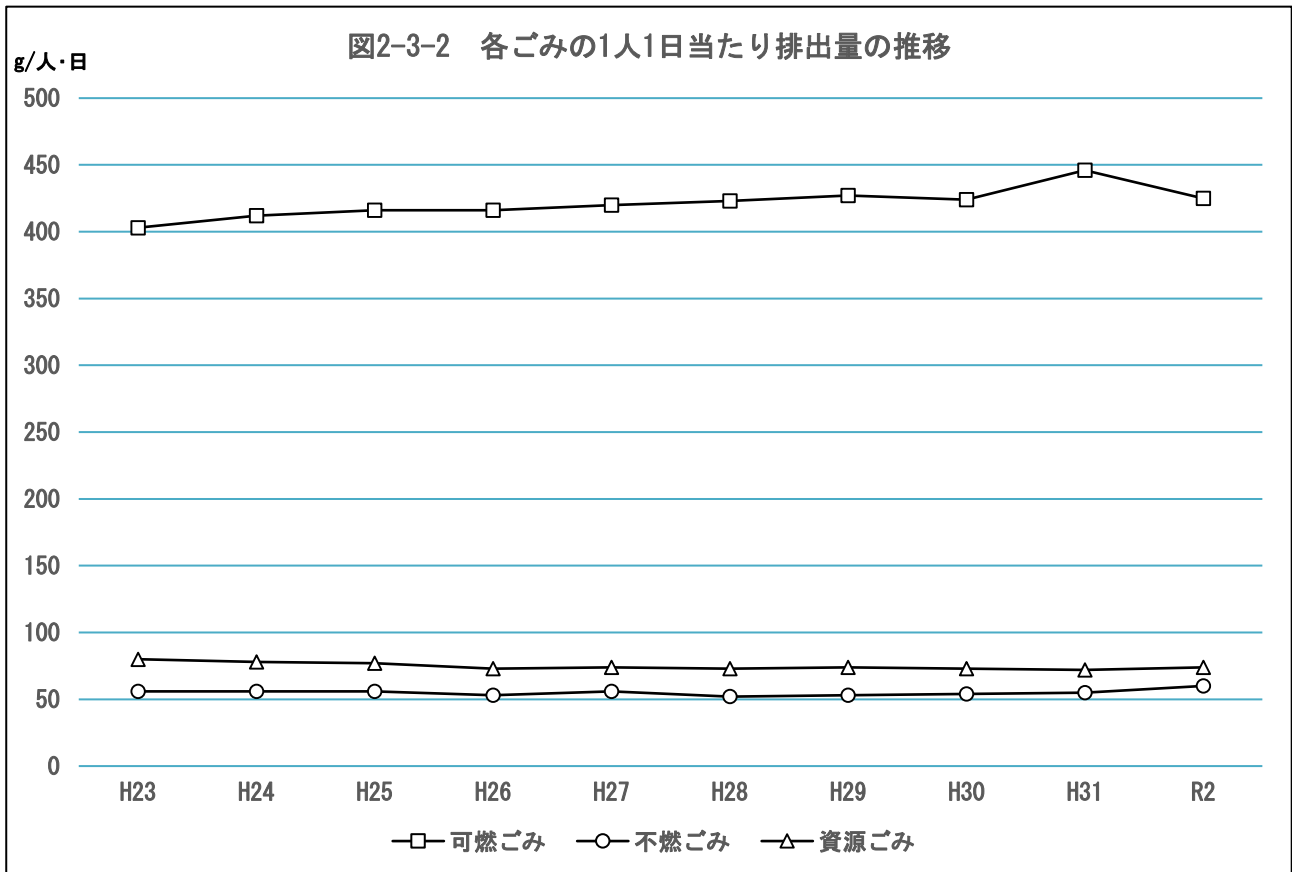
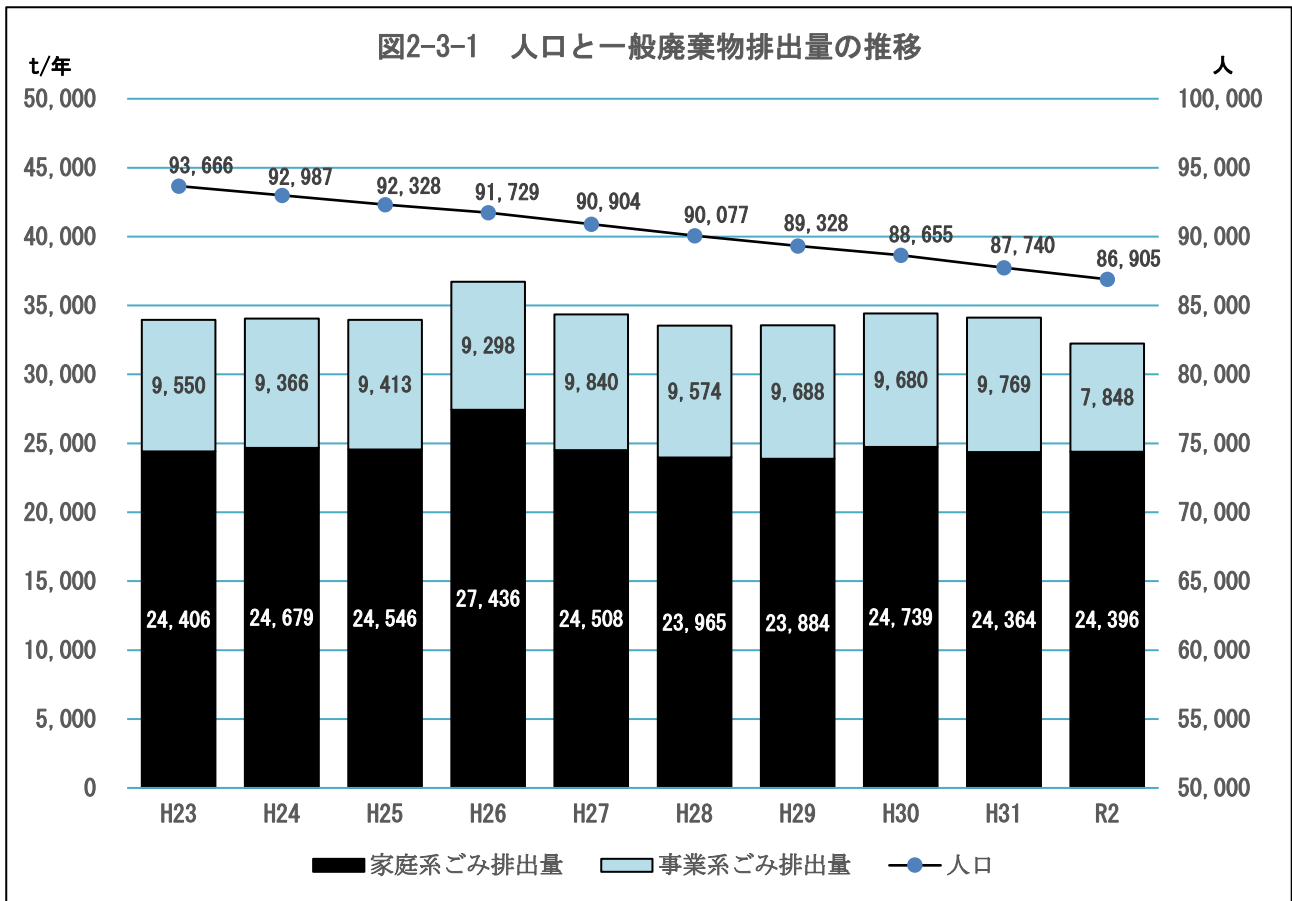
産業廃棄物については、平成 23 年度以降、年間約 1,000t で推移しています。

表 2-3-1 ごみの排出量の推移

項目	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365
人口	人	93,666	92,987	92,328	91,729	90,904	90,077	89,328	88,655	87,740	86,905
一般廃棄物総ごみ排出量	t/年	33,956	34,045	33,959	36,734	34,348	33,539	33,572	34,419	34,133	32,244
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	712	727	729	821	736	729	732	764	759	769
収集ごみ	g/人・日	539	546	549	542	550	548	554	551	573	559
可燃ごみ	g/人・日	403	412	416	416	420	423	427	424	446	425
不燃ごみ (粗大ごみ含む)	g/人・日	56	56	56	53	56	52	53	54	55	60
資源ごみ	g/人・日	80	78	77	73	74	73	74	73	72	74
自己搬入ごみ	g/人・日	29	33	38	140	49	47	50	80	55	89
可燃ごみ	g/人・日	11	13	14	15	15	14	15	16	15	23
不燃ごみ	g/人・日	18	20	24	120	29	28	29	56	32	55
資源ごみ	g/人・日	0	0	0	5	5	5	6	8	8	11
集団回収	g/人・日	144	148	142	139	137	134	128	133	131	121
拠点集積所	g/人・日	71	80	80	80	85	86	83	92	92	98
集団回収	g/人・日	73	68	62	59	52	48	45	41	39	23
家庭系ごみ排出量	t/年	24,406	24,679	24,546	27,436	24,508	23,965	23,884	24,739	24,364	24,396
収集ごみ	t/年	18,510	18,542	18,490	18,148	18,301	18,025	18,060	17,834	18,392	17,725
可燃ごみ	t/年	13,832	13,988	14,021	13,914	13,978	13,893	13,912	13,715	14,315	13,477
不燃ごみ (粗大ごみ含む)	t/年	1,936	1,893	1,885	1,778	1,873	1,719	1,737	1,748	1,754	1,898
資源ごみ	t/年	2,742	2,661	2,584	2,456	2,450	2,413	2,411	2,371	2,323	2,350
自己搬入ごみ	t/年	981	1,109	1,263	4,656	1,627	1,546	1,655	2,606	1,786	2,841
可燃ごみ	t/年	366	441	463	486	496	456	492	527	486	738
不燃ごみ	t/年	615	668	800	4,005	973	931	960	1,807	1,041	1,740
資源ごみ	t/年	0	0	0	165	158	159	203	272	259	363
集団回収	t/年	4,915	5,028	4,793	4,632	4,580	4,394	4,169	4,299	4,186	3,830
拠点集積所	t/年	2,445	2,730	2,709	2,687	2,851	2,828	2,722	3,000	2,957	3,122
集団回収	t/年	2,490	2,317	2,102	1,962	1,746	1,580	1,460	1,311	1,240	721
事業系ごみ排出量	t/年	9,550	9,366	9,413	9,298	9,840	9,574	9,688	9,680	9,770	7,848
可燃ごみ	t/年	8,268	8,177	8,089	8,079	8,539	8,378	8,459	8,249	8,322	6,756
不燃ごみ	t/年	680	721	858	792	865	816	857	1,051	1,041	828
資源ごみ	t/年	602	468	466	427	436	380	372	380	406	264
産業廃棄物総排出量	t/年	1,188	1,021	1,016	1,250	1,139	826	948	1,012	909	901
可燃ごみ	t/年	641	545	560	576	523	532	640	616	594	508
不燃ごみ	t/年	533	455	433	651	595	274	291	381	299	381
資源ごみ	t/年	14	21	23	23	21	20	17	15	16	12
総排出量	t/年	35,144	35,066	34,975	37,984	35,487	34,365	34,520	35,431	35,042	33,145

※1：人口は、各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口を引用しています。

※2：家庭系収集ごみの不燃ごみには、土砂・河川ごみを含んでいます。



高山市を含む岐阜県内 21 市における家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量 (g/人・日) の推移は表 2-3-2、図 2-3-3 のとおりです。

高山市は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の実績値において、21 市中 6 番目に多い排出量となっています。

なお、21 市の可燃ごみ処理料金は表 2-3-3 のとおりとなっています。

表 2-3-2 岐阜県内 21 市の家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量
(大規模災害ごみを除く)

市名	単位	H27	H28	H29	H30	H31	5 年平均	順位
岐阜市	g/人・日	689	672	664	662	657	669	7
大垣市	g/人・日	615	590	582	590	588	593	12
高山市	g/人・日	704	690	692	687	705	696	6
多治見市	g/人・日	620	648	650	634	630	636	8
関市	g/人・日	637	645	610	624	627	628	10
中津川市	g/人・日	803	825	773	738	747	777	1
美濃市	g/人・日	591	635	634	647	653	632	9
瑞浪市	g/人・日	722	703	698	710	707	708	4
羽島市	g/人・日	627	583	574	567	561	582	14
恵那市	g/人・日	526	597	596	578	536	567	16
美濃加茂市	g/人・日	614	598	589	552	615	593	11
土岐市	g/人・日	764	731	836	742	700	755	2
各務原市	g/人・日	748	718	706	698	698	713	3
可児市	g/人・日	596	579	569	547	554	569	15
山県市	g/人・日	530	528	526	528	533	529	19
瑞穂市	g/人・日	435	427	425	434	432	431	21
飛騨市	g/人・日	697	688	695	686	712	696	5
本巣市	g/人・日	520	507	504	516	521	514	20
郡上市	g/人・日	529	538	543	605	594	562	17
下呂市	g/人・日	563	529	561	550	544	549	18
海津市	g/人・日	578	569	582	594	632	591	13

※  … 無料としている市、 … 一定量無料としている市、 … 有料としている市

出典：国の一般廃棄物処理実態調査

図2-3-3 岐阜県内21市の家庭系ごみ1人1日あたり排出量の推移
(大規模な災害ごみを除く)

g/人・日

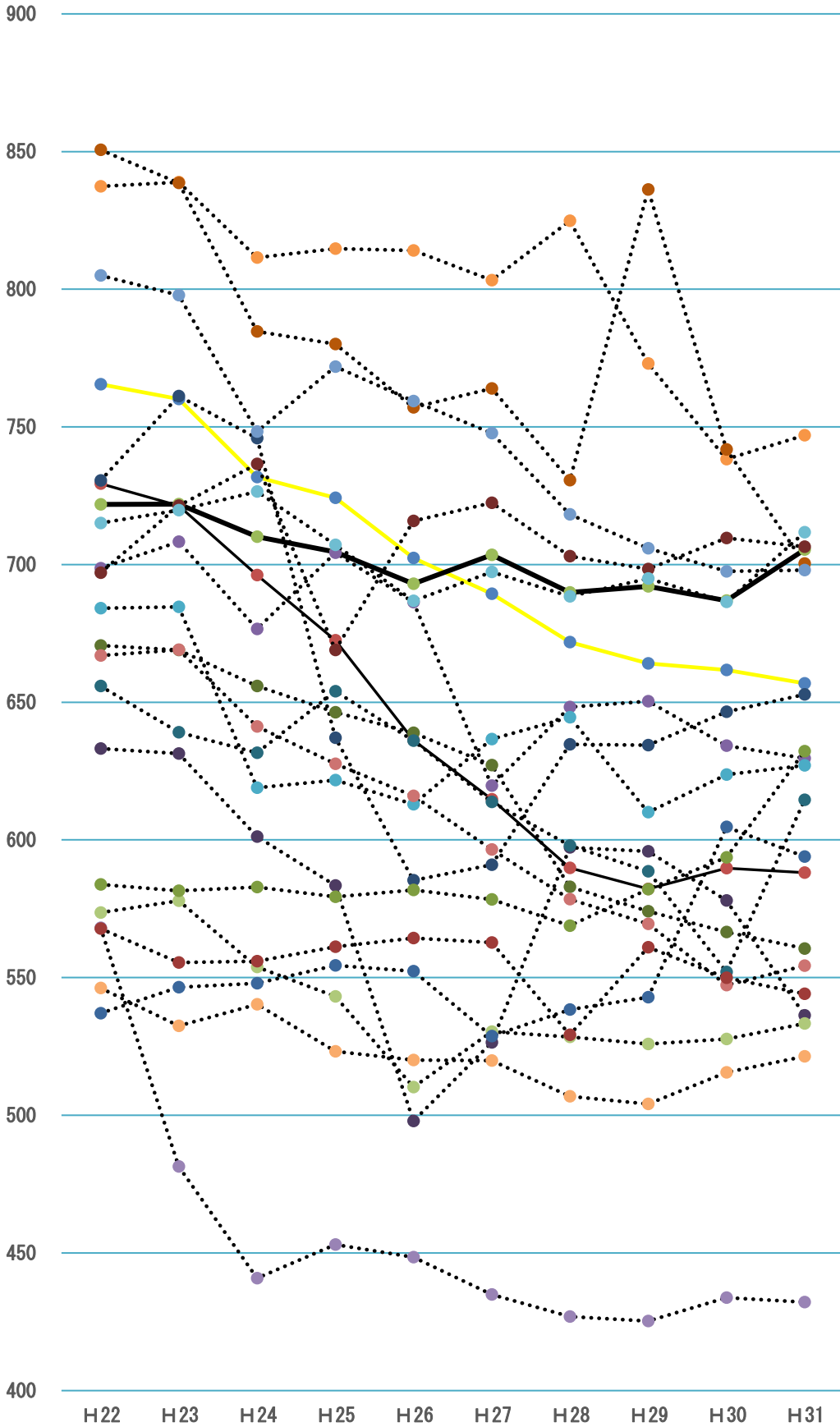


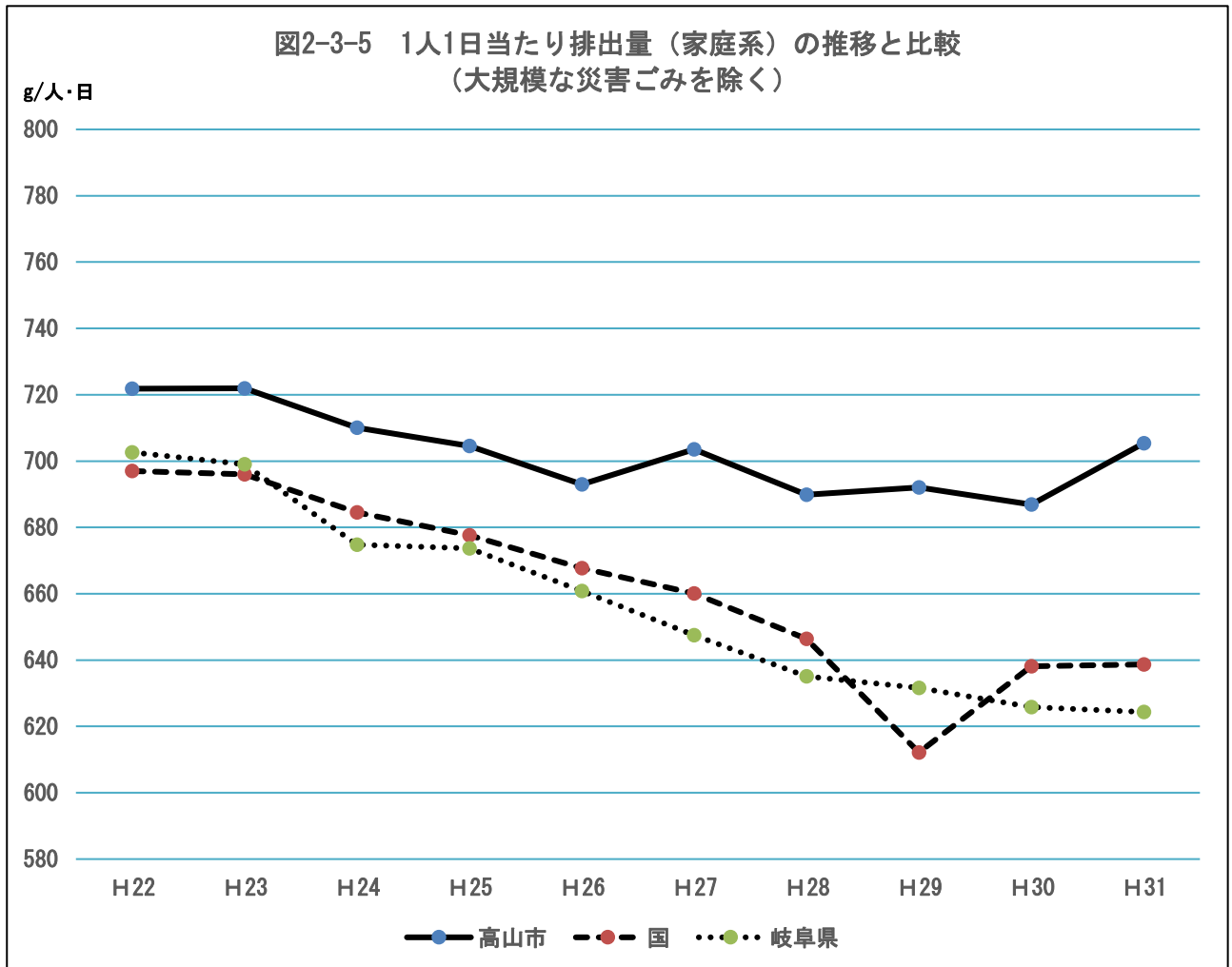
表 2-3-3 岐阜県内 21 市のごみ処理料金

市名	可燃ごみ処理料金	現計画策定時 (H26) 以降の変更点
岐阜市	無料	
大垣市	一定量（単身世帯で年間 80 枚）まで処理券を無料配付 不足の場合は 1 枚 150 円	
高山市	一定量（単身世帯で年間 70 枚）まで処理券を無料配付 不足の場合は 1 枚 110 円	
多治見市	小袋 20 円、中袋 34.7 円、大袋 52 円	値上げ
関市	小袋 20 円、中袋 30 円、大袋 50 円	有料化
中津川市	小袋 18 円、中袋 30 円、大袋 45 円	有料化
美濃市	小袋 20 円、中袋 30 円、大袋 50 円	
瑞浪市	小袋 22.5 円、大袋 37 円	
羽島市	小袋 12 円、中袋 24 円、大袋 36 円	有料化
恵那市	小袋 22 円、中袋 26.5 円、大袋 33 円	値上げ
美濃加茂市	小袋 20 円、大袋 30 円	
土岐市	小袋 15 円、中袋 35 円、大袋 45 円	有料化
各務原市	小袋 7.42 円、中袋 11 円、大袋（半透明）20.83 円、 （透明）22.5 円	有料化
可児市	小袋 21 円、中袋 26 円、大袋 31 円	値上げ
山県市	小袋 35 円、大袋 50 円	
瑞穂市	小袋 30 円、大袋 50 円	
飛騨市	極小袋 13 円、小袋 26 円、大袋 52 円	値上げ
本巣市	小袋 30 円、中袋 40 円、大袋 50 円	
郡上市	小袋 26 円、中袋 37 円、大袋 53 円	値上げ
下呂市	小袋 40 円、大袋 65 円	
海津市	小袋 20 円、中袋 30 円、大袋 40 円	

※可燃ごみ処理料金は税込みの金額で、処理券及び購入券以外は袋代を含みます。

※各袋の容量は自治体により異なりますが、極小袋は約 15ℓ、小袋は約 20～25ℓ、中袋は約 30～35ℓ、大袋は約 40～45ℓとなっています。

高山市及び岐阜県、全国のごみの1人1日当たり排出量の推移は、図2-3-5のとおりです。高山市の家庭系ごみの1人1日当たり排出量（g/人・日）は、岐阜県平均や全国平均と比較して多い数値で推移しています。



※各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口をもとに算出されています。

出典：国の一般廃棄物処理実態調査

2.4 ごみの収集・運搬

高山市が行っている家庭系ごみの収集・運搬状況は表 2-4-1 のとおりです。（一部地域を除きます）

表 2-4-1 家庭ごみの収集・運搬状況

収集区分	収集回数	収集方式	手数料					
			収集	直接搬入※				
可燃ごみ	週 2 回	ステーション	一定枚数まで無料、不足した場合は 110 円/枚	77 円/10kg				
不燃ごみ	月 1 回	ステーション	一定枚数まで無料、不足した場合は 110 円/枚	77 円/10kg				
資源ごみ	缶	月 2 回	ステーション	無料				
	びん・ペットボトル							
	プラスチック製容器包装							
	紙製容器包装							
	小型家電	月 1 回	拠点集積所	-	無料			
	新聞・ちらし・雑誌 ・段ボール・古布	高山地域 週 1 回 または 週 2 回						
	紙パック							
	白色トレイ・柄トレイ							
	発泡スチロール	その他地域 月 1 回						
	乾電池							
	蛍光管・水銀温度計・ 水銀体温計							
	新聞・ちらし・雑誌 ・段ボール・古布	不定期				集団資源回収	-	無料
	紙パック							
	生きびん							
	インクカートリッジ	随時				市役所本庁・支所 ・一部拠点集積所	-	無料
廃食用油	随時	拠点集積所（朝日・高根及び国府地域、資源 RC）				-	無料	
粗大ごみ	高山地域 週 1 回	戸別収集				550 円/枚	77 円/10kg	
	その他地域 月 1 回							
側溝土砂（高山地域のみ）	月 1 回	清掃実施地区				無料	無料	

※ごみ処理券が貼付された袋は料金を徴収しません。

ごみ処理手数料については、ごみ袋に貼り付けるごみ処理券を、一般家庭及び町内会に年間で所定の枚数（表 2-4-2 参照）を無料で配付することで、一定量まで無料としています。なお、一

般家庭に配付した無料ごみ処理券が不足した場合は、有料のごみ処理券を購入し貼り付けることで有料化としています。

一方、事業系の一般廃棄物については、施設に直接搬入（手数料は家庭系と同じ。ただし資源ごみも有料）するか、許可業者に運搬を委託するかのいずれかを事業者に求めています。ただし、事業者でも1日のごみの総排出量が10kgを超えない場合は、ごみ処理券を購入し貼付したうえで、最寄りのごみステーションにごみを出すことを認めています。

ごみ袋については、家庭系・事業系とも、透明で容量を45l以下とするなどの規格を定めるとともに、規格に適合した袋を製造する者の申請により「推奨」の表示を許可しています。

産業廃棄物については、直接搬入するか、許可業者に運搬を委託するかのいずれかを事業者に求めています。産業廃棄物の場合は、施設使用料として品目に関わらず10kgあたり330円を徴収しています。

表 2-4-2 ごみ処理券の配付枚数

区分	要件	年間配付枚数	
		可燃ごみ	不燃ごみ
一般家庭	単身（学生寮等への入居）	30枚	6枚
	単身（上記以外）	70枚	14枚
	世帯人員 2～3人	90枚	18枚
	世帯人員 4～5人	110枚	22枚
	世帯人員 6～7人	120枚	24枚
	世帯人員 8人以上	130枚	26枚
町内会※	100世帯未満	50枚	10枚
	100世帯以上	100枚	20枚

※町内会分については、必要に応じ申請していただくことで追加配付できます。

2.5 ごみの処理体制

収集した可燃ごみのうち、高山、丹生川、清見、荘川、国府、上宝及び奥飛驒温泉郷の各地域のものは資源リサイクルセンター焼却施設で、一之宮、久々野、朝日及び高根の各地域のものは久々野クリーンセンター焼却施設（一部は資源リサイクルセンター焼却施設）で焼却処理を行っています。

不燃ごみについては、高山、上宝及び奥飛驒温泉郷の各地域のものは資源リサイクルセンターの不燃ごみ処理場で、丹生川、清見、荘川、一之宮、久々野、朝日、高根及び国府の各地域のものは久々野クリーンセンターの不燃ごみ処理場で、それぞれ解体・選別を行い、資源物と可燃ごみの取り出しを行っています。

粗大ごみについては、高山、丹生川、清見、荘川、国府、上宝及び奥飛驒温泉郷の各地域のものは資源リサイクルセンター不燃ごみ処理場で、一之宮、久々野、朝日及び高根の各地域のものは久々野クリーンセンター不燃ごみ処理場で、それぞれ解体・選別を行い、資源物と可燃ごみの取り出しを行っています。なお、再利用が可能な粗大ごみについては、不用品リフォームセンターで修理等を行ったうえで、リフォームフェアを開催し安価で販売しています。

ステーション収集を行っている資源ごみについては、プラスチック製・紙製容器包装及び小型家電を除き資源リサイクルセンター容器リサイクル施設で選別、圧縮・梱包等の処理を行っています。なお、拠点集積所で回収した資源ごみのうち発泡スチロール及び白色トレイ・柄トレイは、資源リサイクルセンター発泡スチロールリサイクル施設で減容処理を行っています。

また、プラスチック製・紙製容器包装については（公財）日本容器包装リサイクル協会が指定する資源化業者の工場で資源化を行うほか、古紙類及び古布等については直接資源化業者に、小型家電、乾電池、蛍光管、水銀温度計及び水銀体温計等については、資源リサイクルセンターに集積し一定量に達するまで保管後、資源化業者に引き渡しています。

事業系のごみ（一般廃棄物）も、家庭系と同様に処理を行っていますが、古紙類、金属類及び発泡スチロール等は直接民間処理業者へ搬入して資源化処理するように指導しています。

また産業廃棄物は、市以外の施設で処理が困難な物について資源リサイクルセンターで処理を行っています。

なお、焼却、選別等の中間処理で発生する残渣のうち、焼却残渣（焼却灰）は資源リサイクルセンターの埋立処分地で埋め立てしています。また、不燃ごみの選別残渣は資源リサイクルセンターの埋立処分地のほか、プラスチック等の安定品目に限り丹生川埋立処分地で埋め立てしています。

久々野クリーンセンターの焼却残渣や不燃ごみの選別残渣の一部については、市外民間施設への搬出を行っています。

表 2-5 家庭系ごみの中間処理場所

地域区分 収集区分		高山 上宝 奥飛驒温泉郷	丹生川 清見 荘川 国府	一之宮 久々野 朝日 高根
		可燃ごみ	資源リサイクルセンター	
不燃ごみ		資源リサイクルセンター	久々野クリーンセンター	
粗大ごみ		資源リサイクルセンター		久々野クリーンセンター
資源ごみ	プラスチック製容器包装、紙製容器包装	公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会指定工場(市内)		
	小型家電	資源リサイクルセンター		久々野クリーンセンター
	上記以外の資源ごみ	資源リサイクルセンター、資源化業者		

図 2-5 高山市の中間処理の地域区分及びごみ処理施設位置図



2.6 ごみの処理施設

高山市のごみ処理施設の概要は表 2-6 のとおりです。

資源リサイクルセンター焼却施設では、平成 12 年度から平成 13 年度にかけて排ガス高度処理施設及び飛灰固化施設を整備するなど、ダイオキシン類排出抑制のための恒久対策を講じていますが、昭和 61 年度の稼動開始からは令和 4 年 3 月で 36 年が経過します。

同様に久々野クリーンセンター焼却施設においても、平成 10 年度にダイオキシン類排出抑制のための恒久対策を講じていますが、平成 2 年度の稼動開始からは令和 4 年 3 月で 32 年が経過しています。

埋立処分地については、資源リサイクルセンターの第 1 次埋立処分地の残余容量がわずかとなったため、平成 16 年度に埋立容量 104,700 m³の第 2 次埋立処分地を建設しました。第 2 次埋立処分地の残余容量は令和 3 年 6 月で約 50,000 m³となっています。

表 2-6 ごみ処理施設の概要

施設名称	所在地	種 別	処 理 能 力	備 考
高山市 資源リサイクルセンター(資源 RC)	三福寺町 1800 番地	焼却施設	全連続燃焼式焼却炉 50t/24h×2 炉	
		埋立処分地 (管理型)	[第 1 次埋立処分地] 面積約 27,000 m ² [第 2 次埋立処分地] 面積 13,600 m ²	
		容器リサイクル 施設	10t/5h	・びん・ペットボトルについて選別、圧縮、梱包 ・缶を圧縮 ・小規模授産所として作業を委託
		不燃ごみ 処理場	敷地面積 約 1,000 m ² (第 1 次埋立処分地内)	・不燃ごみの中から金属類を回収し資源化 ・缶をアルミとスチールに分別
		不用品リフォーム センター	延べ床面積 260.29 m ²	・収集及び搬入された粗大ごみを修理等で再生して販売
		発泡スチロール リサイクル施設	40kg/h 2 台 10kg/h 1 台	・減容機によりインゴットに加工し資源化
高山市 久々野クリーンセンター(久々野 CC)	久々野町久々野 3033 番地 3	焼却施設	機械化バッチ 8t/8h×2 炉	
		埋立処分地 (管理型)	埋立地面積 2,000 m ²	
		不燃ごみ 処理場	敷地面積 4,501 m ²	・不燃、粗大ごみの選別 ・金属類を回収し資源化
高山市 丹生川埋立処分地	丹生川町町方 3625 番地	埋立処分地 (安定型)	埋立地面積 53,000 m ²	
高山市 荘川埋立処分地	荘川町赤谷 1237 番地 1	埋立処分地 (安定型)	埋立地面積 2,000 m ²	(休止中)
高山市 上宝埋立処分地	奥飛騨温泉郷 赤桶 903 番地	埋立処分地 (安定型)	埋立地面積 5,124 m ²	(休止中)

2.7 ごみの処理量

高山市におけるごみの処理量の推移は表 2-7 のとおりです。

中間処理量については、平成 23 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

一方、総資源化量は、平成 24 年度以降、減少傾向にあります。

また、最終処分量は、豪雨災害の発生した平成 26 年度と平成 30 年度に増加しましたが、その他の年度は、ほぼ横ばいで推移しています。

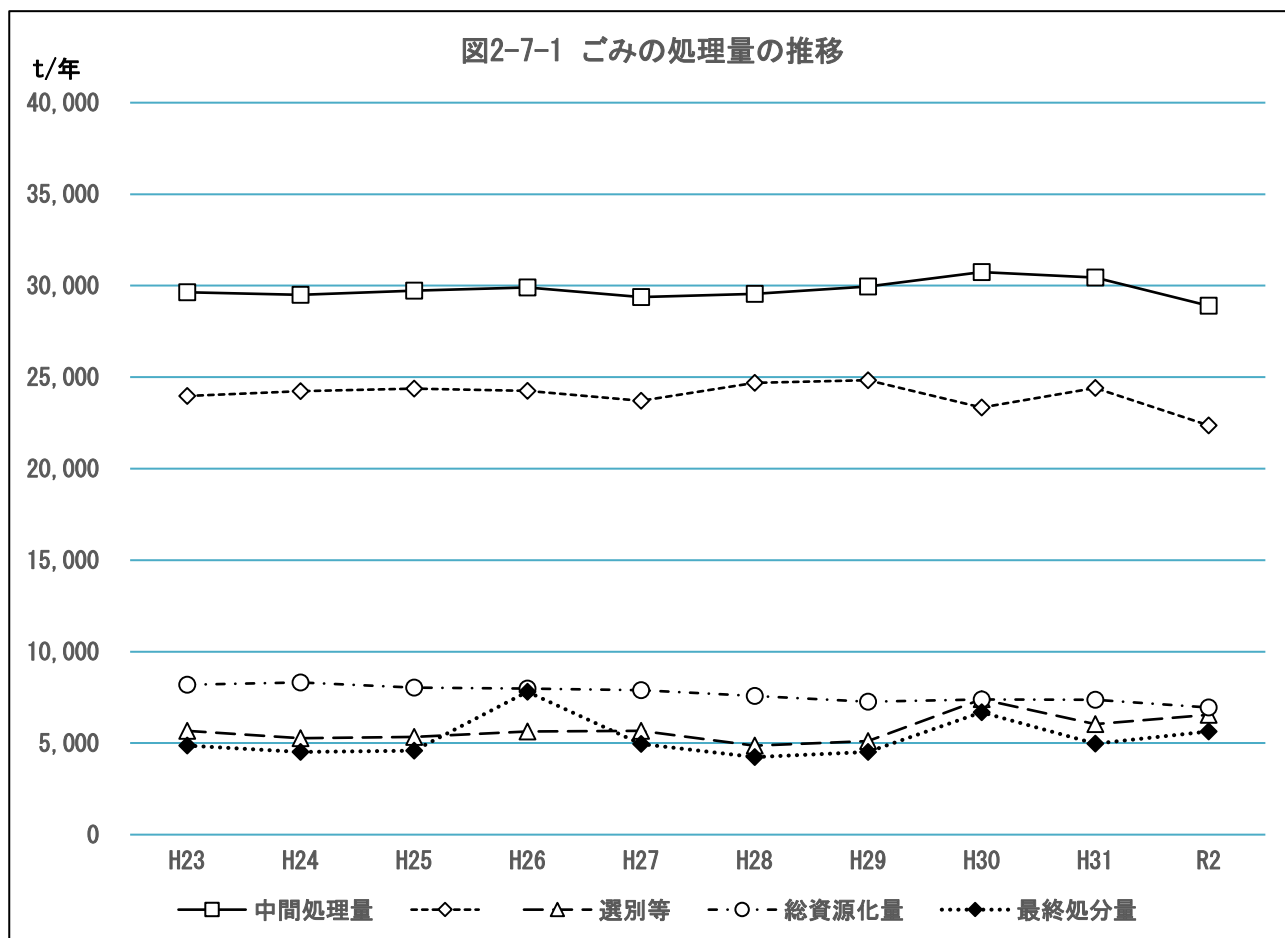
表 2-7 中間処理量、総資源化量、最終処分量

項目	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
中間処理量	t/年	29,646	29,504	29,724	29,895	29,373	29,560	29,952	30,741	30,449	28,903
焼却	t/年	23,972	24,234	24,379	24,256	23,704	24,697	24,835	23,345	24,404	22,365
資源 RC	t/年	22,348	23,108	23,539	23,327	22,576	23,163	23,367	21,917	23,010	20,938
久々野 CC	t/年	1,624	1,126	840	929	1,128	1,534	1,468	1,428	1,394	1,427
選別等	t/年	5,674	5,270	5,345	5,639	5,669	4,863	5,117	7,396	6,045	6,539
総資源化量	t/年	8,192	8,317	8,032	7,974	7,892	7,585	7,273	7,380	7,375	6,949
最終処分量	t/年	4,866	4,510	4,596	7,809 (3,275)	4,950	4,239	4,523	6,695 (806)	4,972	5,638

※平成 26 年度と平成 30 年度は、豪雨災害により発生した土砂を埋立処分地に搬入したため、最終処分量が増加しています。() 内の数値は災害発生廃棄物量です。

※四捨五入しているため、数値の合計が一致しない場合があります。

※資源 RC の 22 年度と 23 年度には、南吉城及び荒城の両クリーンセンターでの焼却分を含みます。



2.8 ごみの資源化

高山市におけるごみの資源化量の推移は表 2-8 のとおりです

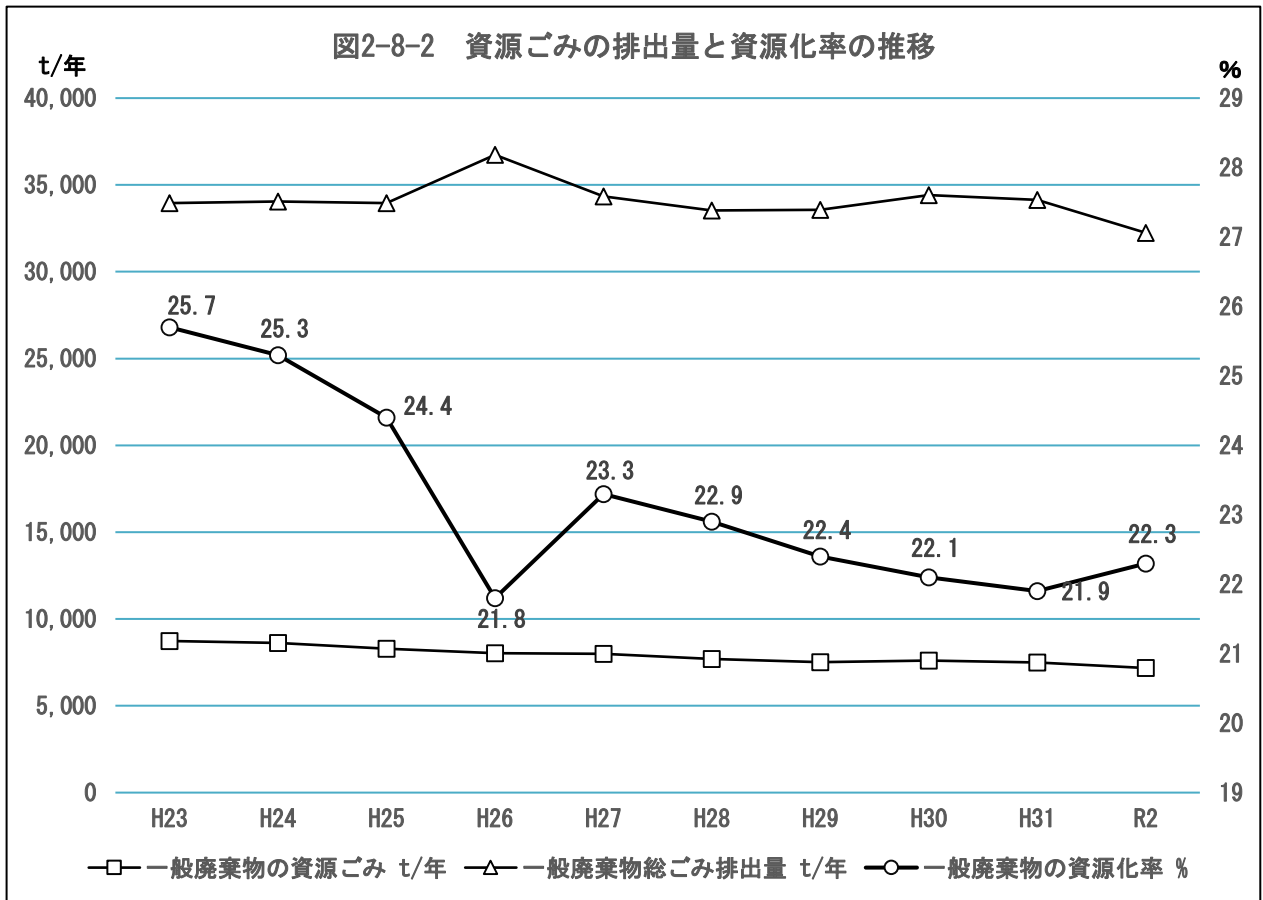
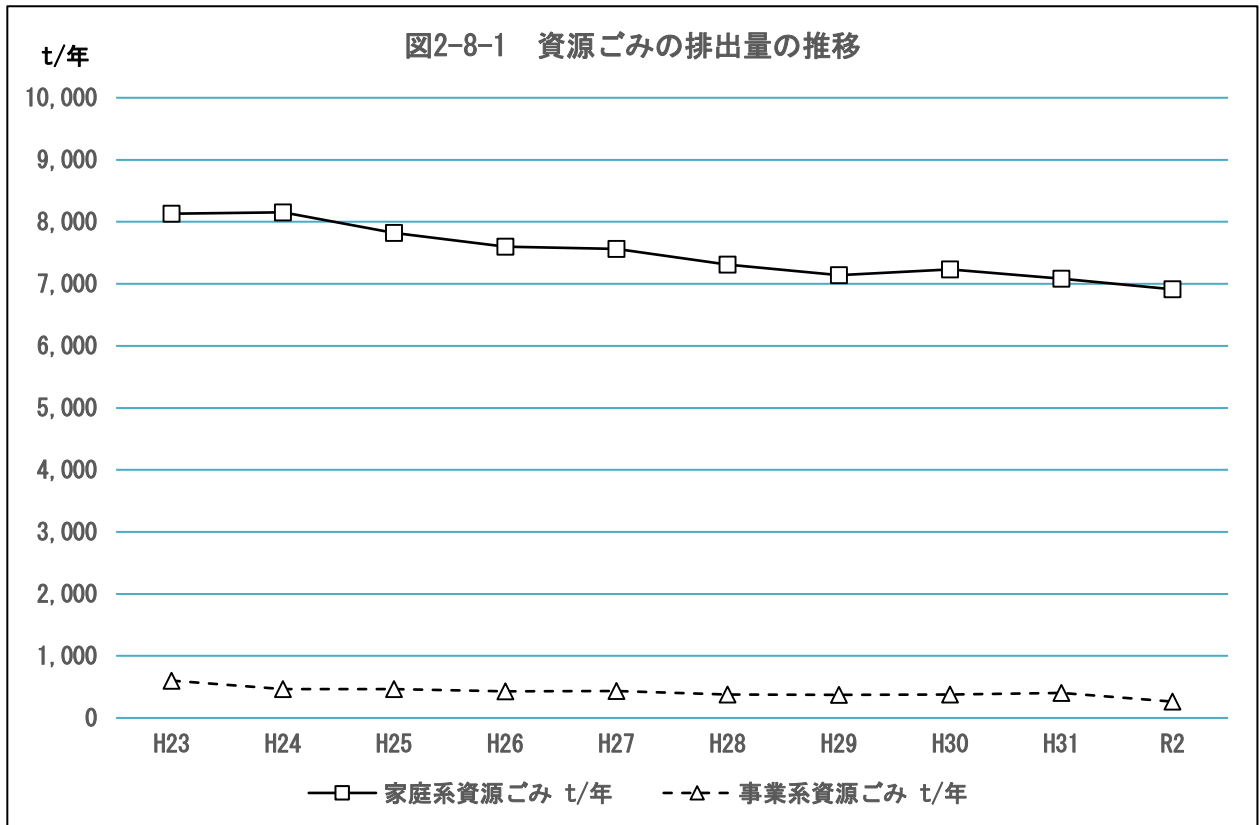
一般廃棄物の資源ごみは、平成 23 年度以降、減少を続けています。

一般廃棄物の総排出量に対する資源ごみの割合である資源化率についても、平成 23 年度以降、減少傾向にあります。これは、近年メーカーが容器の軽量化や書類のペーパーレス化等に取り組んでいることや、民間業者による雑誌や段ボールの回収、資源ごみの分別不足などの要因が考えられます。

表 2-8 資源ごみ及び資源化率

項目	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
一般廃棄物の資源ごみ	t/年	8,733	8,621	8,289	8,025	7,997	7,690	7,513	7,613	7,491	7,176
家庭系資源ごみ	t/年	8,131	8,153	7,823	7,598	7,561	7,310	7,141	7,233	7,085	6,912
収集	t/年	2,742	2,661	2,584	2,456	2,450	2,413	2,411	2,371	2,324	2,350
びん・ペットボトル	t/年	1,100	1,071	1,037	980	998	995	1,007	982	955	943
缶	t/年	290	266	255	237	226	230	235	222	217	232
プラスチック製容器包装	t/年	694	685	671	652	650	642	634	647	647	471
紙製容器包装	t/年	624	606	591	560	549	522	514	500	486	683
乾電池蛍光管	t/年	34	33	30	27	27	24	21	20	19	21
自己搬入	t/年	0	0	0	165	158	159	203	272	259	363
集団回収等	t/年	4,915	5,028	4,793	4,632	4,580	4,394	4,169	4,299	4,186	3,830
拠点集積所	t/年	2,425	2,711	2,691	2,670	2,834	2,814	2,709	2,988	2,945	3,109
集団回収	t/年	2,490	2,317	2,102	1,962	1,746	1,580	1,460	1,311	1,241	721
不燃物からの金属回収	t/年	474	464	446	345	373	344	358	291	316	369
事業系資源ごみ	t/年	602	468	466	427	436	380	372	380	406	264
一般廃棄物総ごみ排出量	t/年	33,956	34,045	33,959	36,734	34,348	33,539	33,572	34,419	34,133	32,244
一般廃棄物の資源化率	%	25.7	25.3	24.4	21.8	23.3	22.9	22.4	22.1	21.9	22.3
産業廃棄物の資源ごみ	t/年	14	21	23	23	21	20	17	15	16	12
総資源ごみ	t/年	8,747	8,642	8,311	8,048	8,018	7,710	7,530	7,628	7,507	7,188
総ごみ排出量	t/年	35,144	35,066	34,975	37,984	35,487	34,365	34,520	35,431	35,042	33,145
総ごみに対する資源化率	%	24.9	24.6	23.8	21.1	22.6	22.4	21.8	21.5	21.4	21.7

※四捨五入しているため、数値の合計が一致しない場合があります。



※26年度の資源化率が激減した理由は、資源化の出来ない災害土砂廃棄物が大量に発生したことによるものです。

2.9 ごみ質

ごみ質分析は法令で義務付けられており、焼却施設の維持管理、ごみの減量化、資源化のためのデータ収集など、様々な目的に利用するために実施しています。

市の2か所の焼却施設に搬入された可燃ごみのごみ質分析結果は表2-9のとおりです。

ごみの三成分（水分・灰分・可燃分）において、可燃分が増加すると水分が減少し、単位容積重量が軽くなり、ごみを燃やした時の発熱量が上昇する傾向があります。

発熱量の高いごみを焼却すると、焼却炉内の温度が上昇し焼却炉やガス冷却装置等に負担がかかるため、焼却速度や空気量を調整すること等により燃焼温度を制御しながら処理を行っています。

表 2-9 ごみ質の推移

施設	項目	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	
資源リサイクルセンター焼却施設	組成割合 (乾燥ベ ース)	紙布類	%	58.1	40.4	44.5	48.0	46.4	51.1	45.4	53.3	52.0	50.8
		ビニール・ゴム・ 合成樹脂・皮革類	%	17.1	26.2	24.4	23.6	29.8	16.4	23.8	24.2	23.0	21.9
		木・竹・ワラ類	%	6.5	6.7	6.2	5.7	8.7	11.9	5.2	4.7	3.9	7.5
		厨芥類	%	15.9	22.8	18.9	19.9	11.8	14.2	21.8	13.4	15.0	17.2
		不燃物類	%	0.4	1.2	1.2	0.9	0.5	1.5	1.2	1.3	2.0	0.7
		その他	%	2.0	2.7	4.9	2.1	2.8	5.0	2.7	3.1	4.1	1.9
	三成分 (湿潤ベ ース)	水分	%	40.0	51.4	48.2	41.1	40.1	45.4	48.9	51.8	50.6	49.1
		灰分	%	6.6	5.5	5.6	6.1	4.6	6.1	5.9	4.4	5.3	4.1
		可燃分	%	53.4	43.2	46.2	52.8	55.4	48.5	45.2	43.8	44.2	46.8
	単位容積重量		t/m ³	0.150	0.143	0.148	0.160	0.140	0.135	0.175	0.195	0.175	0.195
	低位 発熱量	計算値	kcal/kg	2,163	1,635	1,790	2,133	2,248	1,908	1,740	1,663	1,685	1,810
		実測値	kcal/kg	2,155	1,950	1,838	2,288	2,210	1,925	1,838	1,463	1,938	2,050
	久々野クリーンセンター焼却施設	組成割合 (乾燥ベ ース)	紙布類	%	56.4	49.4	45.5	52.3	53.4	51.5	44.0	50.1	44.7
ビニール・ゴム・ 合成樹脂・皮革類			%	20.3	23.3	24.8	22.0	22.8	21.2	27.3	30.1	26.4	15.9
木・竹・ワラ類			%	2.4	6.2	6.2	3.7	3.4	2.6	2.6	1.5	7.9	8.2
厨芥類			%	17.8	17.1	21.1	19.4	18.5	21.7	23.8	15.5	18.1	17.1
不燃物類			%	0.4	1.5	0.9	0.4	0.1	0.1	0.8	0.8	0.5	1.2
その他			%	2.8	2.5	1.5	2.2	2.0	3.0	1.6	2.1	2.5	1.0
三成分 (湿潤ベ ース)		水分	%	42.6	48.6	44.4	45.3	38.6	46.5	50.8	43.6	52.8	50.4
		灰分	%	6.1	5.6	5.2	5.0	5.5	5.4	4.2	5.0	3.9	5.0
		可燃分	%	51.3	45.8	50.5	49.7	56.0	48.2	45.0	51.4	43.3	44.7
単位容積重量		t/m ³	0.155	0.148	0.143	0.130	0.130	0.130	0.180	0.188	0.150	0.218	
低位 発熱量		計算値	kcal/kg	2,055	1,768	2,005	1,965	2,290	1,888	1,718	2,050	1,635	1,710
		実測値	kcal/kg	2,160	1,790	2,058	2,025	2,208	1,910	1,775	1,985	1,840	1,858

※各年度とも3ヶ月に1回（年4回）実施している測定結果の平均値です。

※四捨五入しているため、組成割合、三成分の合計は100%とならない場合があります。

※「低位発熱量」とは、水分を含んだごみが燃焼する際に発生する熱量のことをいいます。

2.10 ごみ処理の主要課題

1) 現計画の中間評価（平成 31 年度）

平成 31 年度のごみ排出量実績と見直し前の第五次計画（平成 26 年度策定）における当該年度の計画値を比較した結果は、表 2-10 のとおりです。

家庭系ごみ排出原単位（家庭ごみの 1 人 1 日当たり排出量：g/人・日）では、可燃ごみと不燃ごみが計画値を上回り、資源ごみが計画値を下回った結果、合計では 43g/人・日上回りました。

また、産業廃棄物の総排出量は計画値を下回りましたが、一般廃棄物の排出量については家庭系、事業系とも計画値を上回ったため、総排出量でも計画値を上回りました。

表 2-10 ごみ処理量等の実績値と計画値の比較(平成 31 年度)

項目	単位	実績値(H31)	計画値(H31)	比較	
人口	人	87,740	86,704	1,036	
一般廃棄物	家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	751	716	43
	収集ごみ	g/人・日	572	542	28
	可燃ごみ	g/人・日	445	413	33
	不燃ごみ	g/人・日	55	54	1
	資源ごみ	g/人・日	72	75	△3
	自己搬入ごみ	g/人・日	55	36	19
	可燃ごみ	g/人・日	15	13	2
	不燃ごみ	g/人・日	32	23	9
	資源ごみ	g/人・日	8	0	8
	集団回収等	g/人・日	131	138	△7
	家庭系ごみ排出量	t	24,364	22,665	1,699
	事業系ごみ排出量	t	9,770	9,266	503
	総排出量	t	34,133	31,931	755
産業廃棄物総排出量	t	909	1,008	△99	
総排出量	t	35,042	32,939	2,103	
資源化率（一般廃棄物）	%	27.9	30.0	△2.1	

2) ごみの減量化

- ・家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量（排出原単位）のうち、可燃ごみが増加傾向にあり、資源ごみが減少傾向にあるため、今後も家庭から排出される可燃ごみの減量化に取り組む必要があります。

3) ごみ焼却施設の老朽化と統廃合

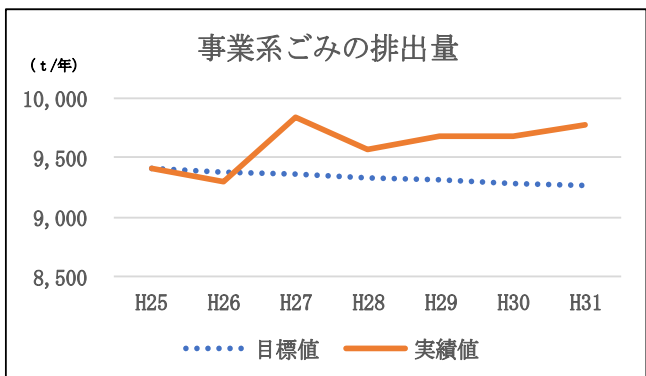
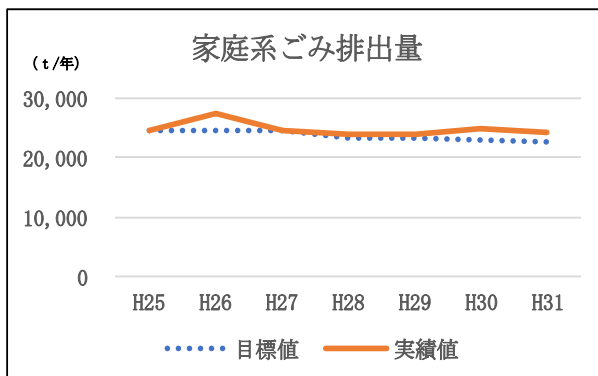
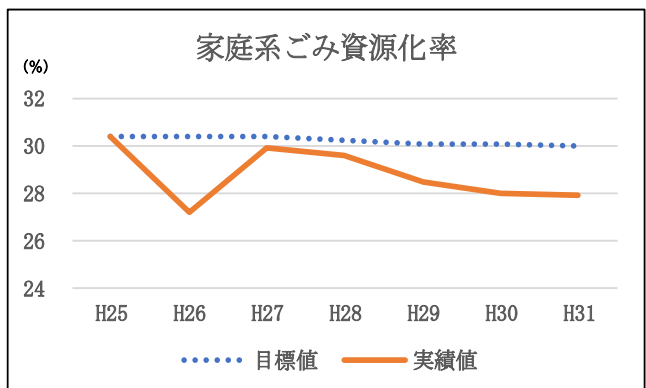
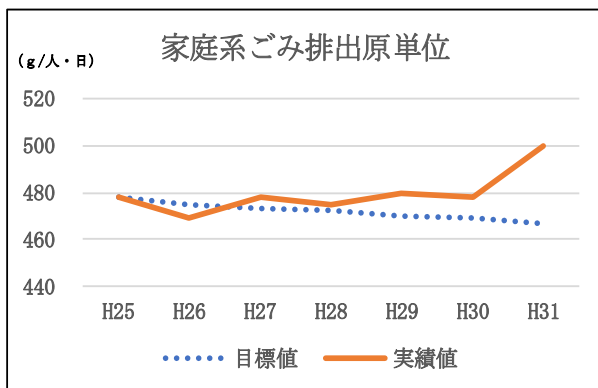
- ・資源リサイクルセンター清掃工場（昭和 61 年 3 月竣工）が建設から 30 年以上経過し老朽化していることから、新たなごみ焼却施設を建設する計画を進めています。
- ・市が所有する 2 か所の焼却施設について、新ごみ処理施設稼働までは必要な補修及び更新を行い、適正な性能の維持及び適切な運転管理を行うことが必要です。

2.1.1 現計画の中間評価を踏まえた見直し

1) 目標の達成状況

計画期間中のごみ排出量等の実績は、中間年である平成 31 年度実績において、目標数値が達成されていない状況です。

項目		H25 実績	H31 目標	H31 実績	達成状況	参考 R2 実績
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	478	467	500	未達成 7%超過	485
家庭系ごみ排出量	t/年	24,546	22,665	24,364	未達成 7%超過	24,396
家庭系ごみ資源化率	%	30.4	30.0	27.9	未達成 2%不足	26.8
事業系ごみの排出量	t/年	9,413	9,266	9,770	未達成 5%超過	7,848



2) 現計画の取り組み評価と検証

- ・スーパーの店頭やイベント等において水切りの徹底について市民に啓発してきましたが、資源リサイクルセンターで定期的実施している「ごみ質分析調査」によると、可燃ごみ全体の重量の約半分が水分であるという結果には大きな変化は見られません。
- ・生ごみ堆肥化装置の購入補助の適用緩和（2回目以降の適用可）等の実施により、市民のごみ減量化意識の向上を図っていますが、ステーションに出されている「家庭系ごみの内容分析調査」では、食品ロスが平均で10%強含まれていることが判明しました。
- ・市内事業者への聞き取り調査では、環境に配慮した様々な取り組みを実施している事業者がある一方で、観光客の増加に伴い、事業系ごみの排出量は増加傾向にあります。また、「事業系ごみの内容分析調査」では、事業系ごみには、食品ロスのほか資源化可能なプラスチックごみや紙ごみが多く含まれていることが判明しました。
- ・グリーンマーケットやリフォーム製品フェアを開催したことによって、市民の不用品のリユース機会を創出しました。一方、断捨離や空家整理等の増加に伴い、資源リサイクルセンターへの粗大ごみ等の直接搬入ごみが大幅に増加しています。
- ・市民に委嘱しているリサイクル推進員に対する説明会を開催し、地域のごみ分別の徹底やごみ出しルールの徹底を図ってきましたが、家庭系ごみにも雑紙などリサイクル可能な資源ごみが多く含まれています。
- ・ごみの分け方・出し方の最新版やごみカレンダーを全戸配付することによって、各家庭にごみの分別方法等の周知を行いました。
- ・集団資源回収奨励金事業や、無料可燃ごみ処理券の回収に係る報償金事業の実施により、ごみの資源化促進とごみ減量化に対する意識喚起を図りました。

<抽出された主な課題>

- ① 水分を多く含む生ごみ等の軽量化
- ② 食品ロスの削減
- ③ プラスチックごみの削減
- ④ 直接搬入ごみの削減
- ⑤ 分別の徹底

上記の課題に取り組むことにより更なるごみの減量化を目指し、新たな目標を「4.3 計画の目標」において定めることとします。

3 将来の予測

3.1 人口

予測値に用いる人口は、国勢調査を基本とする高山市人口ビジョン（高山市第八次総合計画）の将来展望の数値を住民基本台帳の人口で補正して算定することとします。

3.2 ごみの排出量の予測

ごみの排出量の予測にあたっては、令和2年度の実績値が新型コロナウイルス感染症の影響により異常値であったことから、平成31年度までの各ごみの排出量から将来の値を推計するとともに、災害ごみなどによる実績値の特殊事情や近年の社会情勢等の要因を考慮し、最も適当と思われる値を予測値としました。（表3-2-7人口及びごみ排出量の将来予測及び資料編参照）

1) 家庭系ごみ

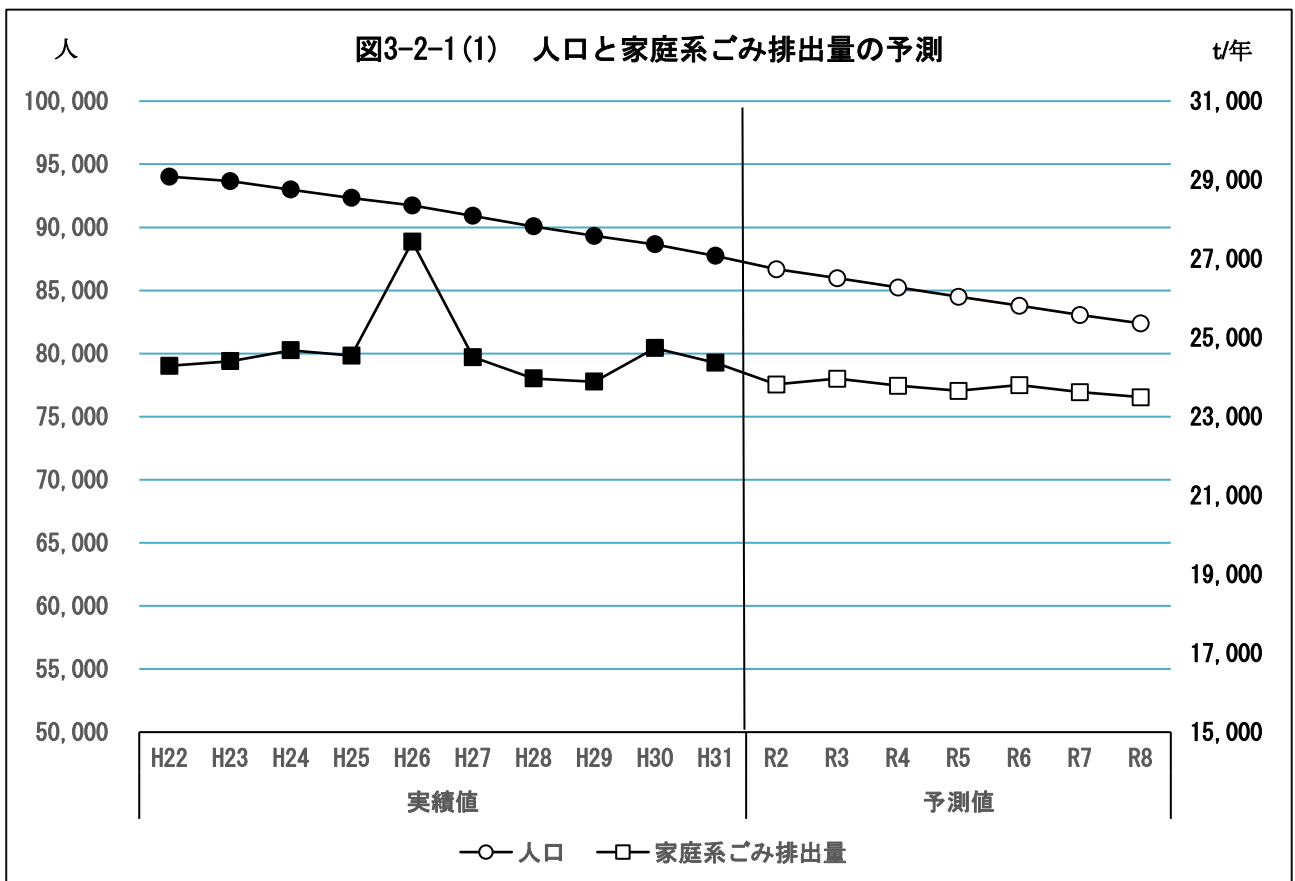
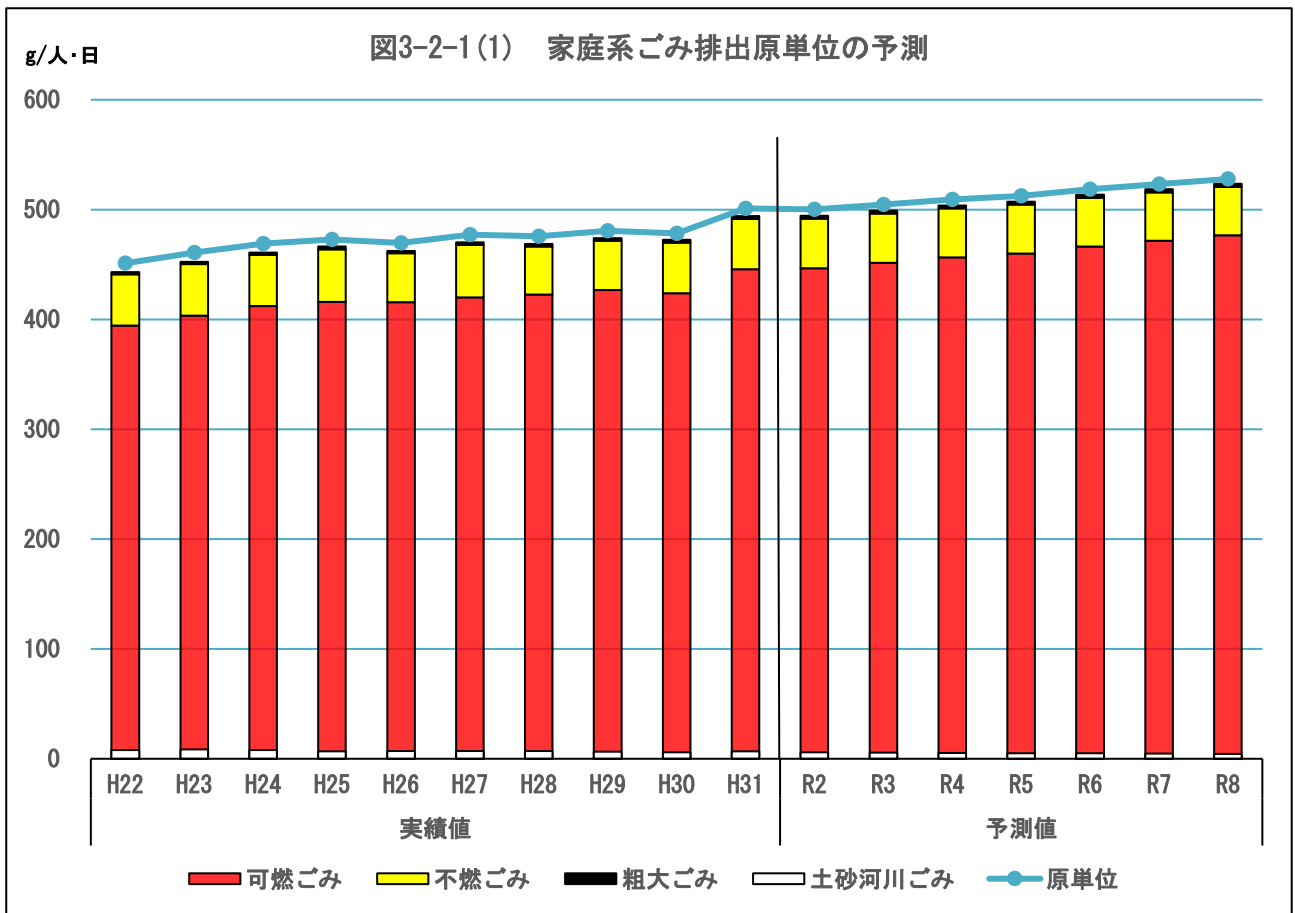
家庭系ごみの排出原単位（1人1日当たりの排出量）及び排出量の予測値は、表3-2-1のとおりです。

平成23年度から平成31年度までの実績では、可燃ごみは横ばいから増加傾向に変化してきていることから、今後も可燃ごみはわずかな増加傾向が続くと予測されます。不燃ごみは近年ほぼ横ばいの状況であるため、今後も同様の状況が続くと予測されます。資源ごみについては近年減少傾向であることから、今後も減少傾向が続くと予測されます。その結果、合計（家庭系ごみ排出原単位）ではわずかな増加傾向と予測されます。

家庭系ごみの排出量については、人口は減少していますが排出原単位が増加していることから、ほぼ横ばいで推移すると予測されます。

表 3-2-1 家庭系ごみの排出量等の予測値

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
家庭系ごみ 排出原単位	g/人・日	500	505	509	512	519	523	528
可燃ごみ	g/人・日	447	451	456	460	466	472	477
不燃ごみ	g/人・日	45	45	45	44	44	44	44
粗大ごみ	g/人・日	3	3	3	3	3	3	3
土砂河川ごみ	g/人・日	6	6	5	5	5	5	4
家庭系ごみ 排出量	t/年	19,933	19,993	20,050	20,110	20,169	20,227	20,287



※図中、黒塗りは実績値、白抜きは予測値です (以下この項において同じ)

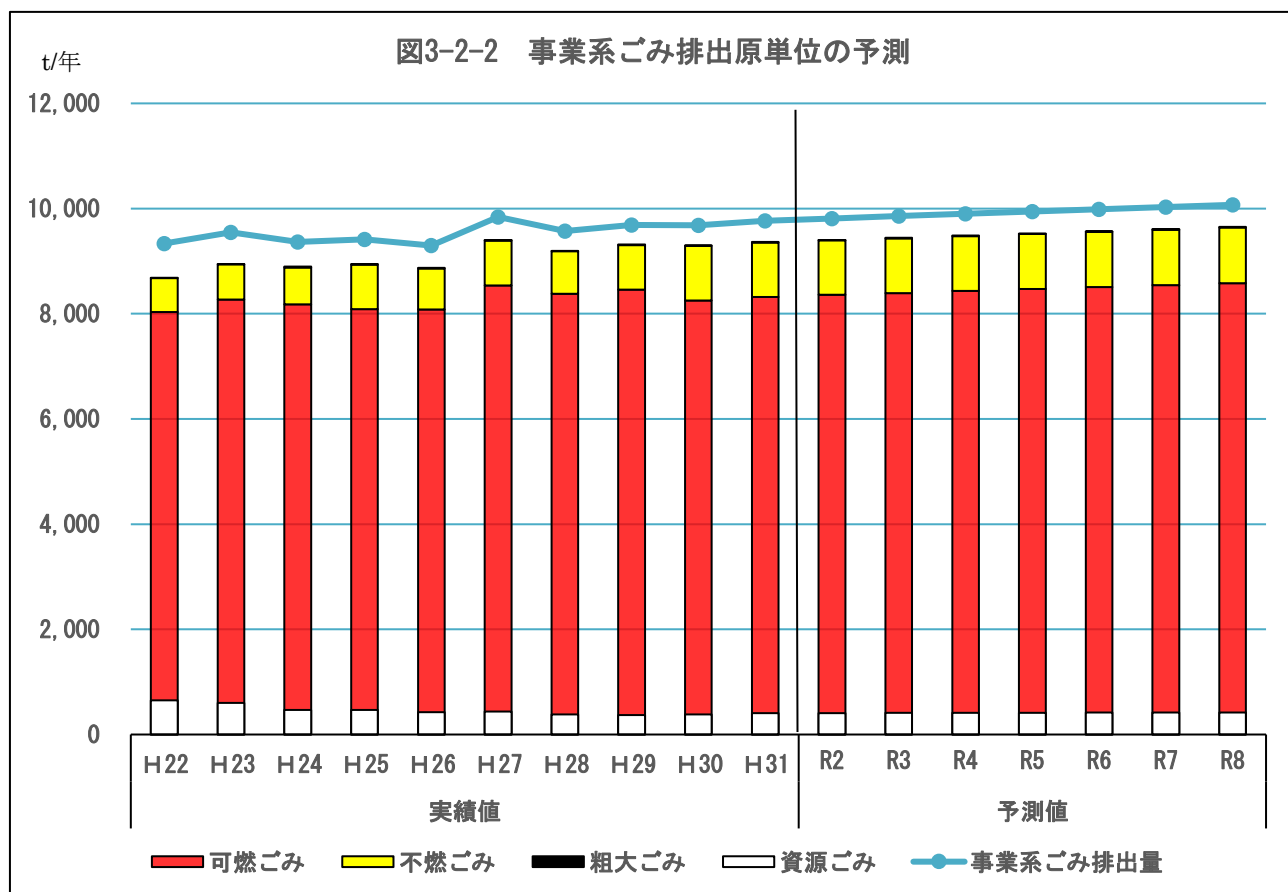
2) 事業系ごみ

事業系ごみ（一般廃棄物）の予測値は表 3-2-2 のとおりです。

平成 23 年度から平成 31 年度までの実績では、可燃ごみと不燃ごみ、資源ごみは、わずかな増加傾向にあります。事業活動の活発化に伴い、今後は少しずつ増加していくことが予測されます。粗大ごみは、近年ほぼ横ばいの状況であるため、今後も同様の状況が続くと予測されます。その結果、合計ではわずかな増加傾向と予測しました。

表 3-2-2 事業系一般廃棄物の予測値

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事業系ごみ排出量	t/年	9,813	9,856	9,899	9,942	9,985	10,028	10,071
可燃ごみ	t/年	8,359	8,395	8,432	8,469	8,505	8,542	8,578
不燃ごみ	t/年	1,035	1,040	1,044	1,048	1,054	1,058	1,063
粗大ごみ	t/年	10	10	10	10	10	10	10
資源ごみ	t/年	409	411	413	415	416	418	420



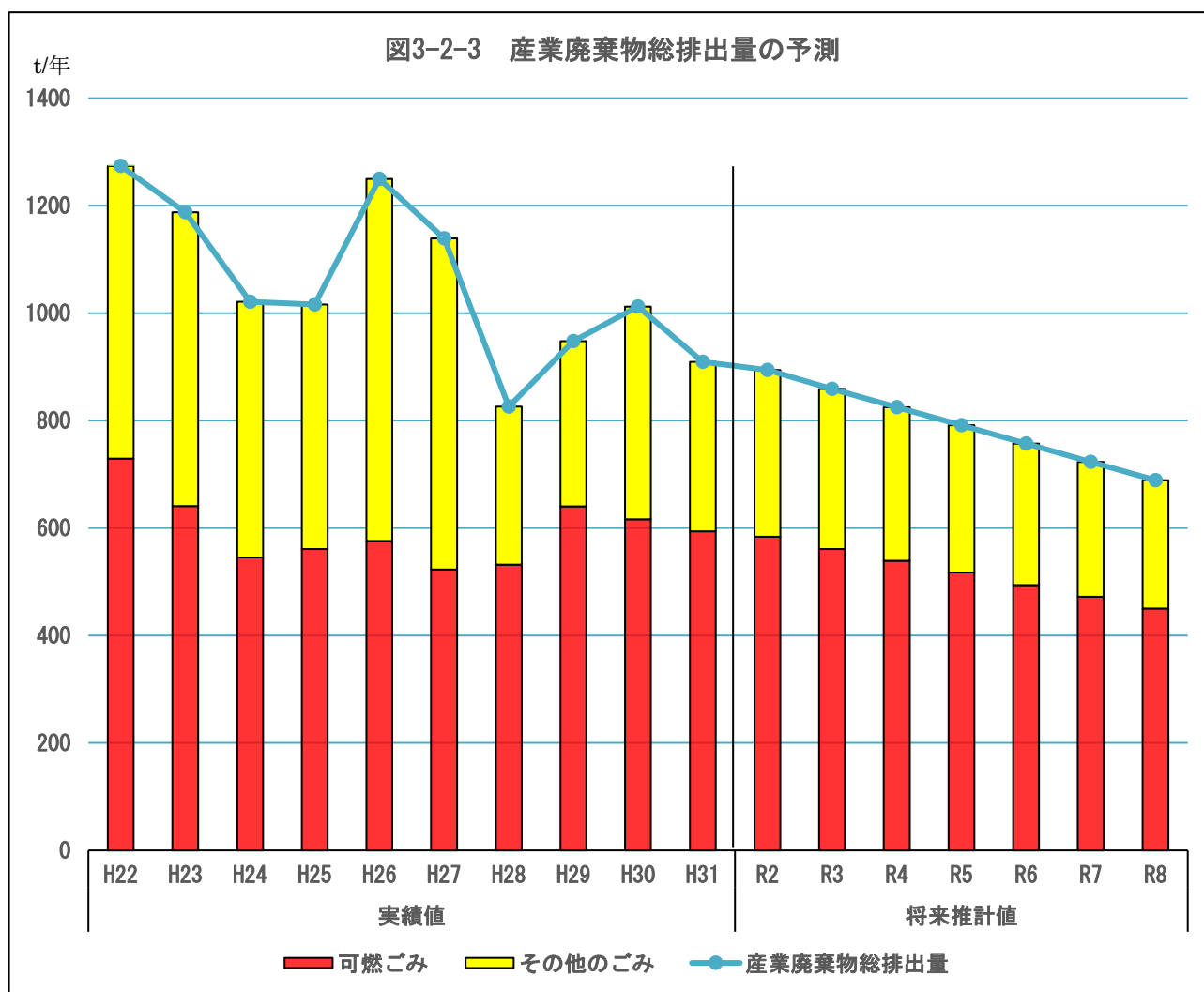
3) 産業廃棄物

産業廃棄物の予測値は表 3-2-3 のとおりです。

平成 23 年度から平成 31 年度までの実績では、可燃ごみ、不燃・資源ごみ、いずれも各年度により増減はあるものの、全体としては減少傾向となっていることから、今後も減少傾向と予測しています。

表 3-2-3 産業廃棄物の予測値

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
産業廃棄物総排出量	t/年	894	859	825	791	757	723	689
可燃ごみ	t/年	584	561	539	517	494	472	450
不燃・資源ごみ	t/年	310	298	286	274	263	251	239



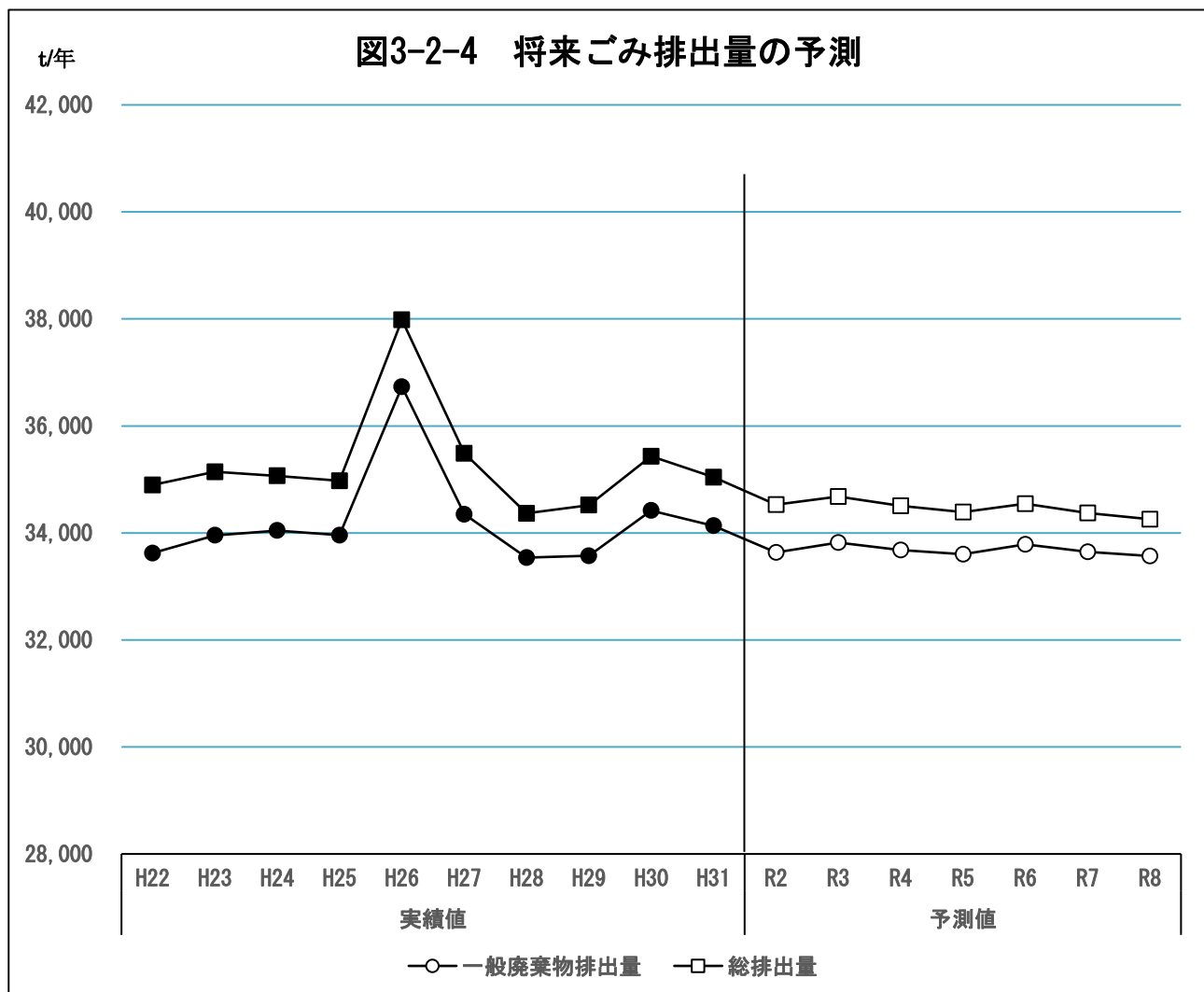
4) 将来ごみ排出量

(1) 総排出量

1) から3) において、家庭系ごみと事業系ごみについては、ほぼ横ばいで推移すると予測したことから、家庭系ごみと事業系ごみの合計である一般廃棄物の排出量はほぼ横ばいで推移すると予測されます。また、産業廃棄物については、減少傾向と予測しましたが、一般廃棄物が全体に占める割合が大きいため、一般廃棄物と産業廃棄物の排出量をあわせた総排出量もほぼ横ばいで推移すると予測されます。

表 3-2-4 将来のごみ排出量の予測

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総排出量	t/年	34,528	34,679	34,507	34,392	34,543	34,372	34,257
一般廃棄物 総排出量	t/年	33,634	33,820	33,682	33,601	33,786	33,649	33,568
産業廃棄物 総排出量	t/年	894	859	825	791	757	723	689



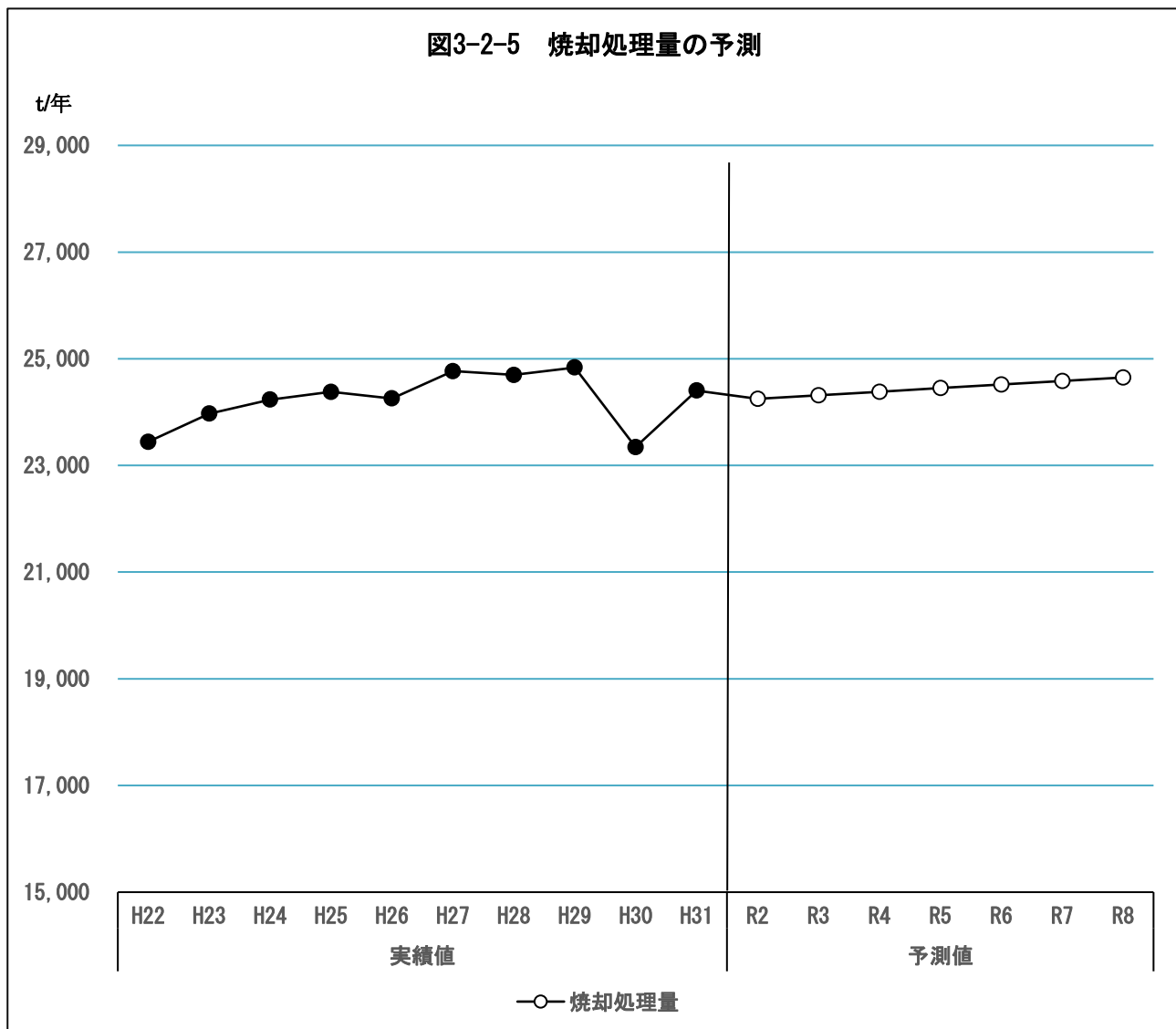
(2) 焼却処理量

焼却処理量の予測値は表 3-2-5 のとおりです。

焼却処理量については、ほぼ横ばいで推移すると予測されます。

表 3-2-5 焼却処理量の予測値

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
焼却処理量	t/年	24,249	34,315	24,382	24,451	24,516	24,582	24,650



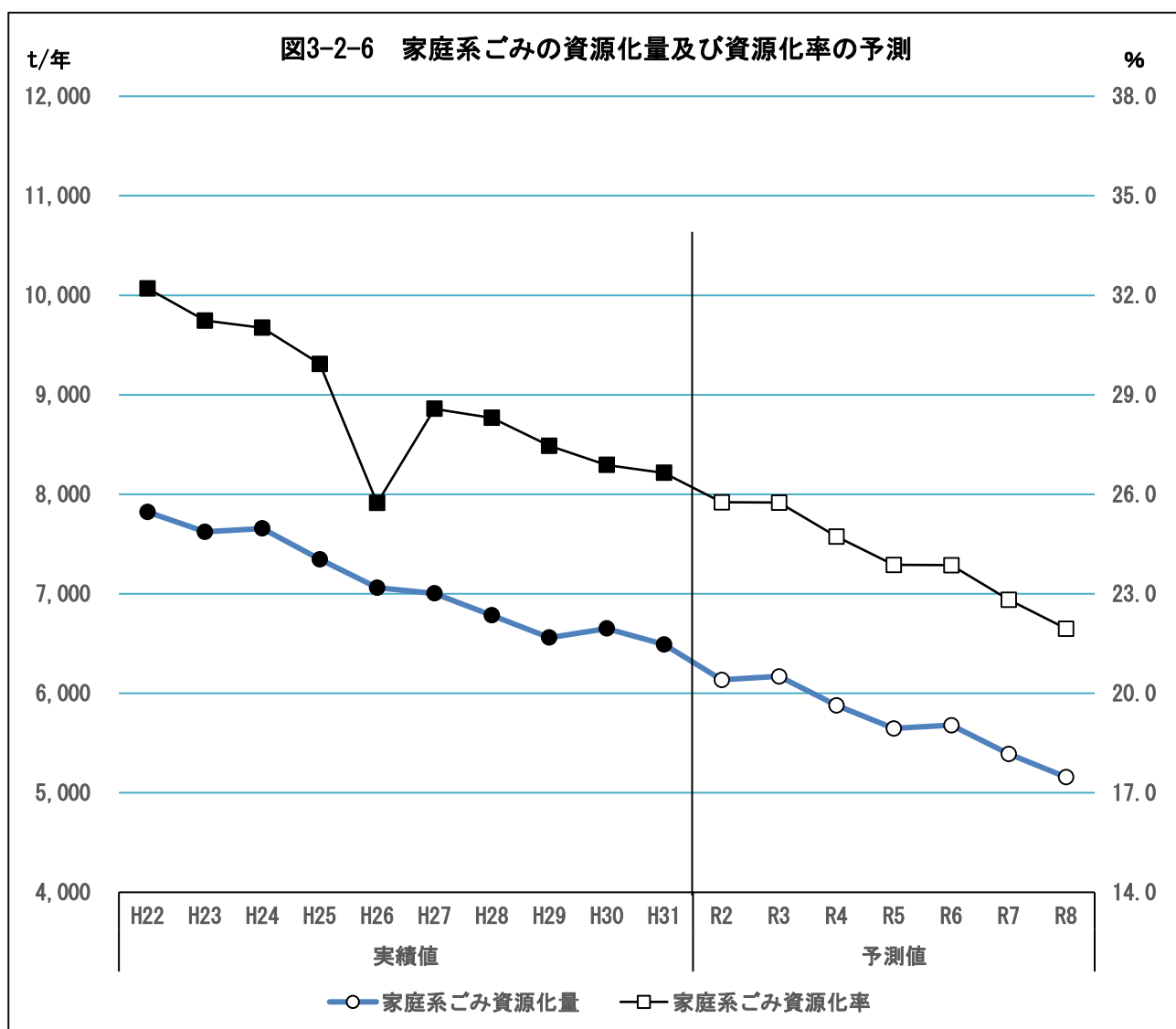
(3) 資源ごみ

資源ごみ及び資源化率の予測値は表 3-2-6 のとおりです。

平成 23 年度～平成 31 年度の実績では、資源ごみの資源化量は、各年度により増減はあるものの、全体としては減少傾向となっていることから、今後も同様に減少すると予測されます。また資源化量の減少とともに資源化率も減少すると予測されます。

表 3-2-6 資源ごみ等の予測値

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
家庭系ごみ資源化量	t/年	6,136	6,170	5,881	5,647	5,680	5,392	5,158
家庭系ごみ資源化率	%	25.8	25.7	24.7	23.9	23.9	22.8	22.0



※事業系資源ごみは原則民間の資源化業者へ搬入するよう指導しており、その排出量を把握することが困難となっているため、本計画では家庭系ごみの資源化量、資源化率を予測しています。

表 3-2-7 人口及びごみ排出量の将来予測

項目	単位	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
人口	人	86,699	85,972	85,245	84,518	83,791	83,065	82,395
可燃ごみ	t/年	14,132	14,166	14,199	14,233	14,267	14,300	14,334
不燃ごみ	t/年	1,428	1,410	1,392	1,374	1,356	1,338	1,320
粗大ごみ	t/年	83	84	85	86	87	88	89
びん・ペットボトル	t/年	939	923	906	889	872	856	839
缶	t/年	208	200	191	183	175	166	158
紙製容器包装	t/年	462	444	426	408	390	372	354
プラ製容器包装	t/年	639	632	625	618	611	604	597
土砂河川ごみ	t/年	186	177	168	159	150	141	132
その他搬入分	t/年	1,856	1,957	2,058	2,160	2,261	2,362	2,464
家庭系一廃	t/年	19,933	19,993	20,050	20,110	20,169	20,227	20,287
事業系一廃	t/年	9,813	9,856	9,899	9,942	9,985	10,028	10,071
拠点・集団回収	t/年	3,888	3,971	3,733	3,549	3,632	3,394	3,210
一般廃棄物合計	t/年	33,634	33,820	33,682	33,601	33,786	33,649	33,568
産業廃棄物	t/年	894	859	825	791	757	723	689
総合計	t/年	34,528	34,679	34,507	34,392	34,543	34,372	34,257

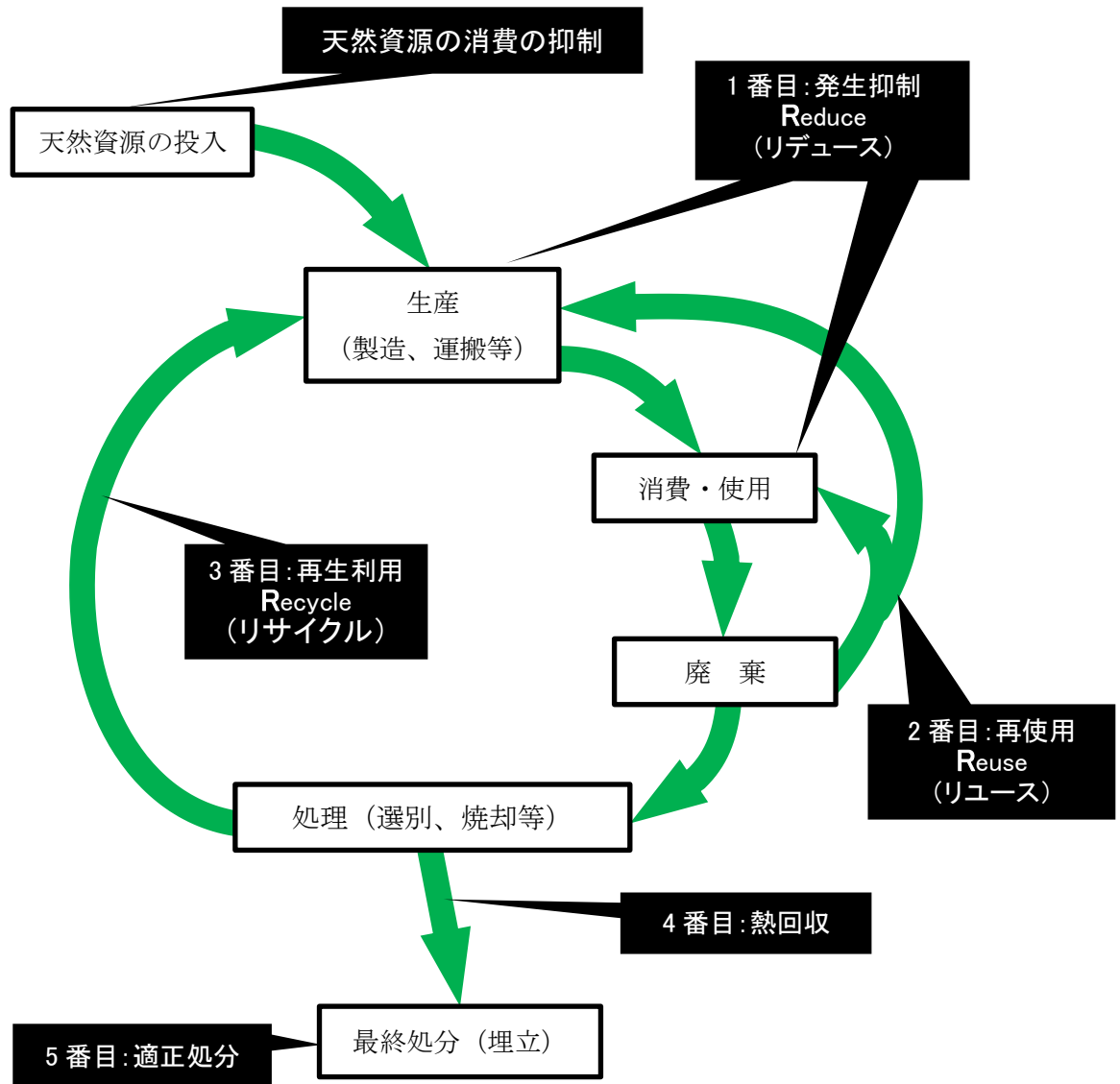
4 計画の基本方針

4.1 計画の理念

「循環型社会の形成」

市民、事業者、市が連携し、それぞれの取り組みを推進して、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順にできる限り循環や回収を行う『循環型社会の形成』を本計画の基本理念とします。

図 4-1 循環型社会の姿



循環型社会

3R (発生抑制 Reduce、再使用 Reuse、再生利用 Recycle) の推進と適正な処分により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会

4.2 計画の基本方針

1) 3Rの推進等による廃棄物の減量化

(1) 廃棄物の発生抑制 (Reduce リデュース)

『リデュース』は、ごみの発生そのものを減らすことです。

不要なものを買わない、もらわない。マイ箸・マイ水筒・マイバッグを利用する、残さずに食べる、詰め替え商品を利用する、過剰包装を辞退する、ばら売りや簡易包装のものを選んで購入する等は、すぐにでもできる『リデュース』の取組みです。

循環型社会を形成するための第一の方策として、資源ごみを含めたごみの総量の抑制を推進していきます。

(2) 再使用 (Reuse リユース) の推進

『リユース』は、まだ使えそうなものを適切に洗浄や修理などをしてから、再使用することです。

牛乳びんやビールびん等の「リターナブルびん」は、洗浄することで繰り返し使用することができます。また、サイズが合わなくなった服や、使わなくなったものを人に譲ったりすることも『リユース』の取組みです。

『リユース』のポイントは、一度使用された製品や部品をそのままの形で再び使用するところにあり、『リサイクル』を行う際に必要な処理工程（製品や部品を原料に戻す等）がない分、低コストと少ないエネルギーで行えるという利点があります。

循環型社会を形成するための第二の方策として、ものがいったん不要になっても、他の方への譲渡、交換や、他の目的で『リユース』することによって、廃棄されるごみの量を抑制することを推進していきます。

(3) 再生利用 (Recycle リサイクル) の推進

『リサイクル』とは、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収して、処理や加工を行い、新たな製品の原材料として再び利用することをいいます。

市では、これまでも分別収集、資源化処理及び集団資源回収の支援により『リサイクル』を推進してきました。

循環型社会を形成するための第三の方策として、今後も民間ルートの活用も含めて、積極的に『リサイクル』を推進していきます。

なお、製品への再生を最優先としますが、再生が困難な場合は、熱エネルギーの有効活用を図っていきます。

2) ごみの適正処理

循環型社会の形成のためには、ものをごみとしないことが優先されますが、どうしても再生利用できず、残った廃棄物は、適正な方法で最終処分（埋立）する必要があります。

適正処理には、廃棄物を直接最終処分する方法と、焼却・選別等の中間処理を行って、廃棄物を減量化・安定化・無害化したのち、残渣を最終処分する方法があります。

現在、中間処理施設として焼却処理を行っている資源リサイクルセンター焼却施設及び久々野クリーンセンター焼却施設は、共に老朽化が進行していることから、令和8年度の稼働を目指して新ごみ処理施設の建設に取り組んでいます。

なお、新ごみ処理施設完成までは、日常の運転管理と適切な点検整備、延命化対策を実施することにより、施設の安全稼働に努め適正な焼却処理を行います。

また、最終処分場についても適正な管理による延命化対策を実施します。

3) 市民、事業者、市の取り組みの推進

市民は排出者として、事業者は生産者及び排出者として、市は市内で発生する一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、各主体の役割分担を踏まえて循環型社会の形成への取り組みを推進します。

4.3 計画の目標

「3 将来の予測」において、それぞれのごみの排出量を予測しましたが、計画の理念である循環型社会を形成するため、次の目標を掲げ、具体的な目標値を表 4-1 のとおり設定します。

目標：『予測値より、資源ごみを除く家庭系ごみは約 10%、事業系ごみは約 5% 削減し、全体で約 7%削減することを目指します』

表 4-1 計画の目標値

項目	単位	H25 実績	H31 実績	R8 予測値 (A)	R8 目標値 (B)	削減率 (A→B)	
人口	人	92,328	87,740	82,395	82,395	—	
家庭系ごみ原単位 (資源ごみ除く)	g/人/日	510	558	610	544	10.8%	
家庭系ごみ (資源ごみ除く)	t/年	15,937	16,087	15,875	14,274	10.0%	
可燃ごみ	t/年	14,021	14,315	14,334	12,740	11.1%	
不燃ごみ	t/年	1,604	1,470	1,320	1,320	0.0%	
粗大ごみ	t/年	88	82	89	89	0.0%	
土砂河川ごみ	t/年	224	220	132	132	0.0%	
資源ごみ	びん・ペットボトル	t/年	1,037	955	839	839	0.0%
	缶	t/年	255	217	158	158	0.0%
	紙製容器包装	t/年	591	486	354	354	0.0%
	プラ製容器包装	t/年	671	647	597	597	0.0%
その他搬入分	t/年	1,263	1,785	2,464	2,094	15.0%	
家庭系一廃	t/年	19,754	20,177	20,287	18,323	9.7%	
事業系一廃	t/年	9,413	9,770	10,071	9,567	5.0%	
拠点・集団回収	t/年	4,792	4,186	3,210	3,210	0.0%	
一般廃棄物合計	t/年	33,959	34,133	33,568	31,100	7.4%	
産業廃棄物	t/年	1,016	909	689	689	0.0%	
総合計	t/年	34,975	35,042	34,257	31,789	7.2%	

「3 将来の予測」で求めた予測値と、「4.3 計画の目標」で設定した目標値のグラフは以下のとおりです。

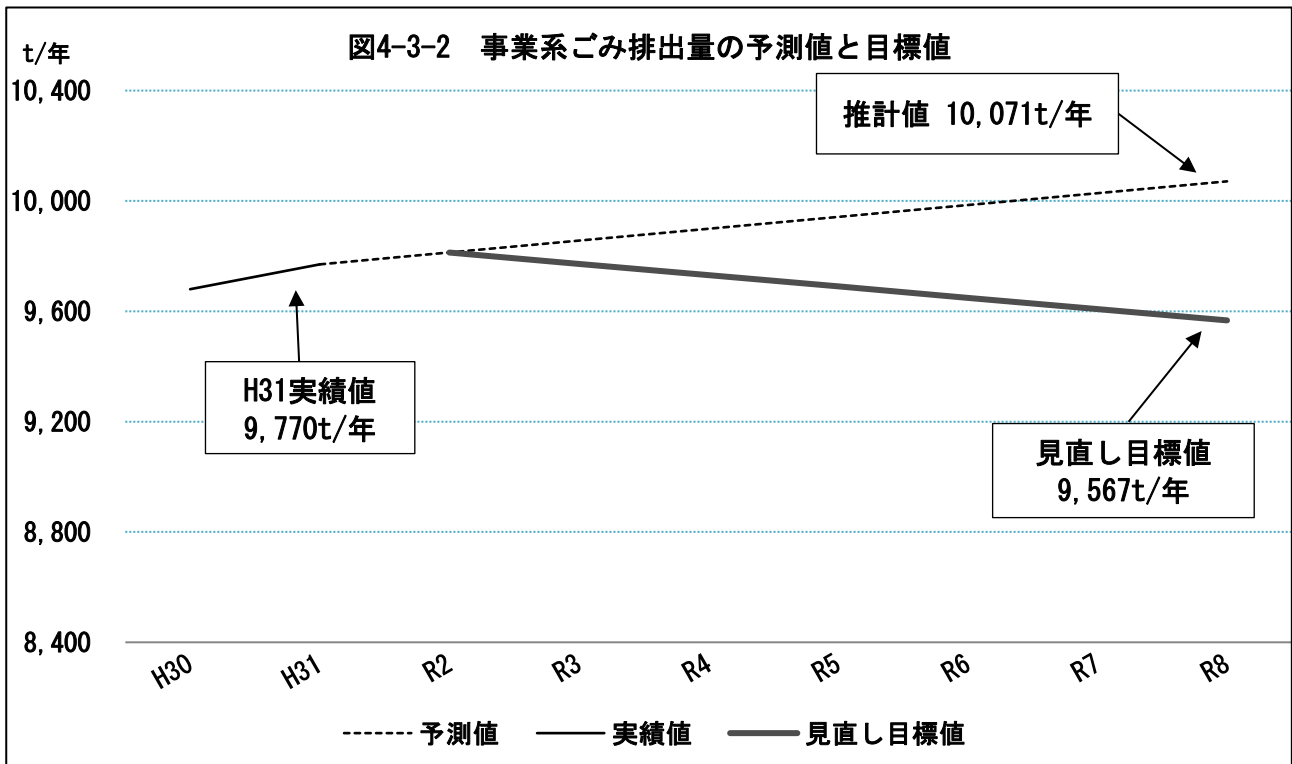
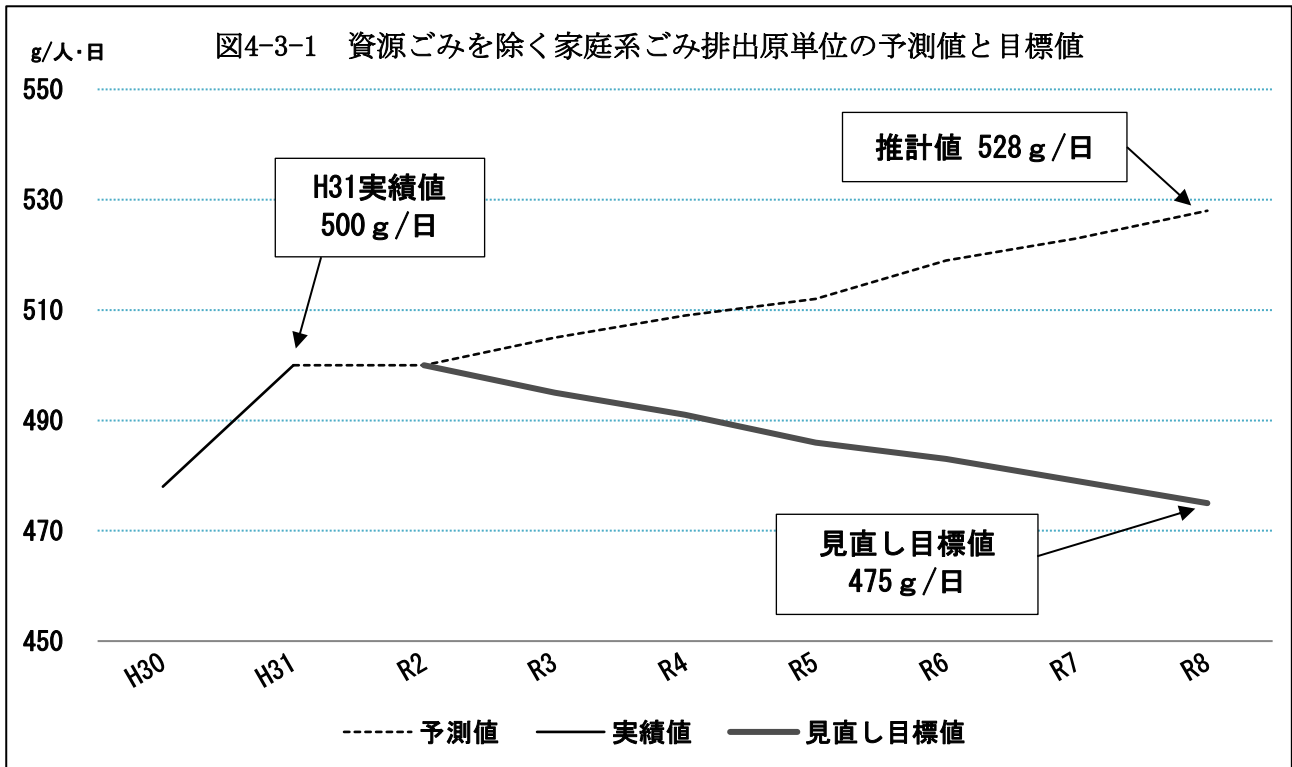
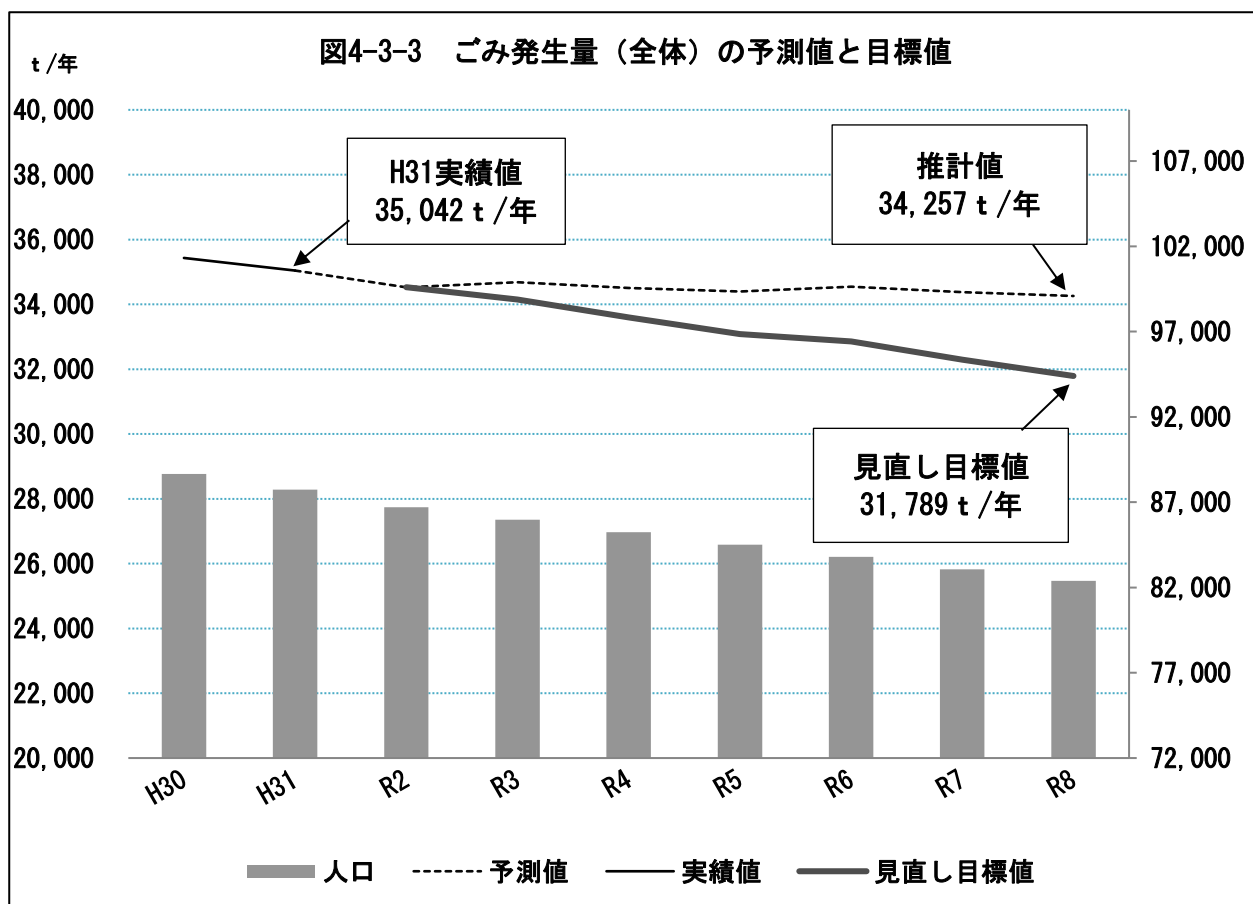


図4-3-3 ごみ発生量（全体）の予測値と目標値



5 3Rの推進等による廃棄物の減量化

「4.2 計画の基本方針」で定めた方針に基づき、次の事項に取り組みます。

5.1 廃棄物の発生抑制（Reduce リデュース）

[現状と課題]

家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は、近年増加傾向にあり、特に可燃ごみが増加傾向となっているため、家庭から排出される可燃ごみの減量化にこれまで以上に取り組む必要があります。

ごみの中で大きな割合を占める生ごみについては、自家処理を促進するため、生ごみ堆肥化装置等の購入補助金交付制度を実施しています。

まだ食べられるのに捨てられている食品ロスについては、適量の買い物や、使い切り、食べ切りの推進などにこれまで以上に努めていく必要があります。

プラスチックごみについては、マイバッグや詰め替え商品を利用したり、過剰包装を辞退し簡易包装のものを選んだりするなど、容器包装廃棄物等の排出抑制にも引き続き取り組むことが必要です。

本来資源ごみである紙製容器包装やプラスチック製容器包装、古紙類などが可燃ごみとして出されているケースが見受けられるため、これらを資源ごみとして排出するなど、分別排出を徹底することで可燃ごみの減量化を図る必要があります。

一定量まで無料としているごみシール制については、施行から約30年経過しており、より一層の排出抑制に取り組むため、配付枚数の見直しや、料金体系の見直しを実施する必要があります。

[取り組みの内容]

① 生ごみの減量化

<市民の取り組み>

- ・水切りの徹底
- ・生ごみ堆肥化装置等の活用
- ・適切な量の購入
- ・無駄の出ない消費
- ・適量での調理

<事業者の取り組み>

- ・水切りの徹底
- ・生ごみの減量化
- ・適量の仕入れ、販売
- ・ばら売り、量り売りの実施

<市の取り組み>

- ・水切りや適量での調理等の啓発
- ・生ごみ堆肥化の促進

② 食品ロスの削減

<市民の取り組み>

- ・適量の買い物
- ・ばら売りや量り売り、詰め替え商品の購入
- ・賞味期限間近の商品から購入

<事業者の取り組み>

- ・食べ切り運動の実施
- ・使い捨て容器の使用抑制
- ・賞味期限の表示改善
- ・食品ロス削減メニューの提案

<市の取り組み>

- ・ぎふ食べ切り運動の啓発、協力店舗募集のPRや取組内容の情報発信

③ プラスチックごみの削減

<市民の取り組み>

- ・マイバッグ持参の徹底
- ・プラスチック製品の使用抑制

<事業者の取り組み>

- ・レジ袋の有料化
- ・マイバスケットの利用促進
- ・プラスチック製品の提供抑制
- ・過剰包装の抑制
- ・製造過程や物流過程における包装廃棄物の排出抑制

<市の取り組み>

- ・マイバスケットの普及促進
- ・プラスチック製品の使用抑制啓発

④ 使い捨て商品や紙類の排出抑制

<市民の取り組み>

- ・使い捨て商品の使用抑制

<事業者の取り組み>

- ・詰め替え商品やばら売り商品の拡大
- ・裏紙利用や両面印刷による古紙類の削減

<市の取り組み>

- ・消費生活（ライフスタイル）改善啓発

⑤ 現行ごみシール制の見直しなどによる排出抑制

<市民・事業者の取り組み>

- ・ごみ排出の抑制
- ・ごみ処理コスト意識の向上

<市の取り組み>

- ・ごみ処理料金及びシール制の見直し
- ・ごみ処理コストの低減

5.2 再使用（Reuse リユース）の促進

[現状と課題]

不用品リフォーム製品フェアやフリーマーケットの開催などを通じ、不用品の再使用に対する市民の理解を深めるとともに、再使用の促進を図っています。なお、これらの場以外で、家庭内や社内または近隣どうしで不用品の交換や譲渡、また自ら工夫して再度使用することや修理を施しての再使用、デポジット方式^{*1}やリターナブル容器^{*2}の普及による使い捨て

て容器の削減などを情報提供することにより、再使用を促進していくことも必要です。

※1：缶・びんなどの保証金を上乗せして販売し、それらの回収の際に保証金を返金する制度。

※2：返却されることにより再利用が可能な容器

[取り組みの内容]

① リフォーム製品フェアなどの開催による再使用の促進

<市民の取り組み>

- ・リユース（リサイクルショップ）の活用
- ・必要とする方への譲渡
- ・フリーマーケットなどの活用
- ・修理やリフォームの実践

<事業者の取り組み>

- ・リユース（リサイクルショップ）の活用
- ・環境に配慮した事業活動
- ・必要とする事業者等への譲渡
- ・修理やリフォームの実践

<市の取り組み>

- ・フリーマーケット等の開催及び支援
- ・リフォーム製品フェア等の開催及び支援
- ・ボランティア団体等への支援

② 再使用可能な容器の使用

<市民の取り組み>

- ・繰り返し使用できる製品を選んで購入

<事業者の取り組み>

- ・繰り返し使用できる製品を選んで活用

<市の取り組み>

- ・繰り返し使用できる製品の活用促進

5.3 再生利用（Recycle リサイクル）の促進

[現状と課題]

容器包装リサイクル法の対象となるすべての種類を収集するとともに、平成26年4月からは小型家電リサイクル法の対象製品の収集を開始しました。また、平成25年3月と令和3年3月に「ごみの分け方・出し方」冊子を全戸配布し、これらの取り組みにより資源ごみの分別排出はかなり定着してきましたが、可燃ごみや不燃ごみの中にはまだまだ資源ごみの混入が見られるため、さらに分別を徹底することが必要です。

集団回収（PTA等による集団資源回収及び拠点集積所の開設による古紙類等の資源物回収）については、近年収集量が減少しているため、回収奨励の啓発強化などにより収集量の増加に取り組む必要があります。

なお、令和4年4月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されるため、当該新法に基づく新たな取り組みを検討していく必要があります。

[取り組みの内容]

① 分別方法の周知徹底

<市民及び事業者の取り組み>

- ・ごみの分け方・出し方による適正排出
- ・資源ごみの分別の徹底

<市の取り組み>

- ・資源ごみの分別意識の啓発
- ・資源化品目、分別種類の拡大検討
- ・選別能力の強化
- ・落ち葉、剪定枝の資源化検討

② 集団資源回収の奨励

<市民の取り組み>

- ・集団資源回収の活用
- ・拠点集積所や民間資源ごみ回収所の活用

<事業者の取り組み>

- ・資源ごみを適正な再生利用ルートへ搬出
- ・民間資源ごみ回収所の運営、拡充

<市の取り組み>

- ・資源ごみを適正な再生利用ルートへの搬出推進
- ・集団資源回収の奨励や拠点集積所の管理運営

③ 環境物品の使用

<市民及び事業者の取り組み>

- ・エコマーク商品やリサイクル認定製品の利用
- ・生ごみ堆肥化装置の活用

<市の取り組み>

- ・エコマーク商品やリサイクル認定製品の利用及び啓発
- ・生ごみ堆肥化装置の活用促進

5.4 市民、事業者、市の取り組みの推進

[現状と課題]

廃棄物の排出抑制については、廃棄される前段階までの生産、流通、販売、消費等の各段階における配慮や対策が必要です。

市民は、消費者として廃棄物の主たる排出者であり、環境への負荷を与えていることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向け、大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルの見直し等を行うことが必要です。

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うとともに、廃棄物の循環利用及び適正処分への取り組みや環境負荷低減についての情報開示に努める必要があります。

市は、市内で発生する一般廃棄物の収集・運搬・処理に関する責任主体として、減量化の推進、適正な循環利用及び適正な施設整備による環境負荷の低減を行うことが求められています。

さらに、市民や事業者と協力、連携して総合的に取り組むことにより、SDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指すとともに、循環型社会の形成を図ることが必要です。

[取り組みの内容]

① 取り組み事業者の推奨

<市民の取り組み>

- ・推奨事業者の積極的な利用

<事業者の取り組み>

- ・積極的なごみの減量化や環境保全活動の実践
- ・市が実施する取り組みへの賛同

<市の取り組み>

- ・自ら環境対策として取り組みを実施する事業者や市が実施する取り組みに賛同する事業者を推奨する制度を実施

表 5-4 市民・事業者・市の取り組み

1. 廃棄物の発生抑制 (Reduce リデュース)	市民・事業者・市の取組		
	市民	事業者	市
① 生ごみの減量化 	<ul style="list-style-type: none"> ●水切りの徹底 ●生ごみ堆肥化装置等の利用 ●適切な量の購入 ●無駄の出ない消費 ●適量での調理 	<ul style="list-style-type: none"> ●水切りの徹底 ●生ごみの減量化 ●適量の仕入れ、販売 ●ばら売り、量り売りの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●水切りや適量での調理等の啓発 ●生ごみ堆肥化の促進
☆①生ごみの減量化			
② 食品ロスの削減 	<ul style="list-style-type: none"> ●適量の買い物 ●ばら売りや量り売り 詰替え商品の購入 ●賞味期限間近の商品から購入 	<ul style="list-style-type: none"> ●食べきり運動の実施 ●使い捨て容器の使用抑制 ●賞味期限の表示改善 ●食品ロス削減メニューの提案 	<ul style="list-style-type: none"> ●ぎふ食べきり運動の啓発、協力店舗募集のPRや取組内容の情報発信
☆②食品ロスの削減			
③ プラスチックごみの削減 	<ul style="list-style-type: none"> ●マイバッグ持参の徹底 ●プラスチック製品の使用抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ●レジ袋の有料化 ●マイバスケットの利用促進 ●プラスチック製品の提供抑制 ●過剰包装の抑制 ●製造過程や物流過程における包装廃棄物の排出抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ●マイバスケットの普及促進 ●プラスチック製品の使用抑制啓発
☆③プラスチックごみの削減			
④ 使い捨て商品や紙類の排出抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ●使い捨て商品の使用抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ●詰め替え商品やばら売り商品の拡大 ●裏紙利用や両面印刷による古紙類の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活（ライフスタイル）改善啓発
⑤ 現行ごみシール制の見直しなどによる排出抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ排出の抑制 ●ごみ処理コスト意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ排出の抑制 ●ごみ処理コスト意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ処理料金及びシール制の見直し ●ごみ処理コストの低減

2. 再使用 (Reuse リユース) の推進

① リフォーム製品フェアなどの開催による再使用の促進



② 再使用可能な容器の使用



市民・事業者・市の取組		
市民	事業者	市
<ul style="list-style-type: none"> ●リユース (リサイクル) ショップの活用 ●必要とする方への譲渡 ●フリーマーケットなどの活用 ●修理やリフォームの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ●リユース (リサイクル) ショップの活用 ●環境に配慮した事業活動 ●必要とする事業者等への譲渡 ●修理やリフォームの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ●フリーマーケットの開催及び支援 ●リフォーム製品フェアの開催 ●ボランティア団体等への支援
☆④直接搬入ごみの削減		
●繰り返し使用できる製品を選んで購入	●繰り返し使用できる製品を活用	●繰り返し使用できる製品の活用促進

3. 再生利用 (Recycle リサイクル) の推進

① 分別方法の周知徹底



② 集団資源回収の奨励



③ 環境物品の使用



市民・事業者・市の取組		
市民	事業者	市
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの分け方・出し方による適正排出 ●資源ごみの分別の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの分け方・出し方による適正排出 ●資源ごみの分別の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ●資源ごみの分別意識の啓発 ●資源化品目、分別種類の拡大検討 ●選別能力の強化 ●落ち葉、剪定枝の資源化の検討
☆⑤廃棄物の資源化促進		
<ul style="list-style-type: none"> ●集団資源回収の活用 ●拠点集積所や民間資源ごみ回収所の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●資源ごみを適正な再生利用ルートへ搬出 ●民間資源ごみ回収所の運営・拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ●資源ごみを適正な再生利用ルートへの搬出推進 ●集団資源回収の奨励や拠点集積所の管理運営
<ul style="list-style-type: none"> ●エコマーク商品やリサイクル認定製品の利用 ●生ごみ堆肥化装置の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●エコマーク商品やリサイクル認定製品の利用 ●生ごみ堆肥化装置の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●エコマーク商品やリサイクル認定製品の利用及び啓発 ●生ごみ堆肥化装置の活用促進

4. 市民、事業者、市の取り組みの推進

① 取り組み事業者の推奨



市民・事業者・市の取組		
市民	事業者	市
●推奨事業者の積極的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ●積極的なごみの減量化や環境保全活動の実践 ●市が実施する取り組みへの賛同 	<ul style="list-style-type: none"> ●自ら環境対策として取り組みを実施する事業者や市が実施する取り組みに賛同する事業者を推奨する制度を実施

6 廃棄物の処理計画

「4.2 計画の基本方針」で定めた方針に基づき、次の事項に取り組みます。

6.1 排出・収集運搬

[現状と課題]

家庭系ごみの排出及び収集方法は、可燃ごみ、不燃ごみについてはごみ収集ステーションで、資源ごみについては、ごみ収集ステーションや拠点集積所で、粗大ごみについては予約制による戸別収集により実施しています。

廃棄物の適正な分別や排出方法については、これまでに冊子の配付をはじめとして、広報たかやまや説明会等で情報提供を行ってきました。また不適切な分別などに対しては、収集時に警告シールを貼付し、適正な排出の確保を図ってきました。

しかしながら、依然として市内では分別など排出ルールが守られていない違反ごみが発生しているため、適正排出への取り組みを今後も強化する必要があります。

なお、家庭ごみの収集運搬は、平成 20 年 4 月から全て民間業者に委託していますが、今後も確実かつ安定した収集運搬を行うため、人口減少や高齢化等様々な社会情勢状況の変化に対応した収集運搬体制の確保が必要です。

また、家庭から発生する在宅医療廃棄物は慎重な取り扱いが必要ですが、近年その量が増加しているため、収集方式の見直しが必要です。

事業所から排出される廃棄物については、法律により事業者自らの責任で適正に処理すべきであり、かつ再生利用が可能な廃棄物は資源化に努めなければならないとされており、市では、資源化が可能な廃棄物は原則民間の処理施設に搬入するよう指導しています。産業廃棄物については、市の施設以外では処理が困難なものについて受け入れを行っていますが、今後の一般廃棄物の排出量に応じた受け入れ基準の見直しが必要です。

不法投棄に対しては、市職員等による監視・パトロールや市民からの通報、協定に基づく郵便局の集配時及び森林組合の通報協力により、不法投棄の抑制及び早期発見に努めています。また不法投棄発見時に、投棄者を特定できるものについては指導を行っていますが、広大な市域であるため十分な監視やパトロールが難しく、対策の強化が必要となっています。

[取り組みの内容]

(1) 分別ルールの徹底等

- ・分別収集説明会の開催
- ・ごみの分け方・出し方、ごみカレンダーの配付による分別の周知
- ・リサイクル推進員等による分別指導の徹底
- ・違反ごみ警告シールの活用
- ・在宅医療廃棄物の取り扱いの周知徹底
- ・事業者に対する分別指導
- ・産業廃棄物の適正な受け入れの実施

(2) 排出・収集運搬方式

- ・現在実施しているごみの排出及び収集方式（「2.2 ごみの区分」及び「2.4 ごみの収集・運搬」参照）を継続

- ・収集運搬業務を委託又は許可している事業者に対する監督、指導の強化
 - ・人口減少等によるごみ排出量の減少に対応した収集区分や収集頻度等の最適化の検討
 - ・資源ごみ拠点集積所の適正配置と継続的な運営方法の検討
- (3) 不法投棄防止対策
- ・パトロールの強化、市民からの通報による迅速な対応、森林組合や郵便局との協定による通報協力
 - ・看板の設置などによる啓発
 - ・警察等との連携による不法投棄者への指導の強化及び取り締まり

6.2 中間処理

[現状と課題]

ごみの中間処理は、焼却処理及び資源化処理を資源リサイクルセンターと久々野クリーンセンターで行っています。

焼却施設は、双方の施設ともダイオキシン類発生抑制のための恒久対策を講じるなど、適正な維持管理に努めているところですが、稼働開始から30年以上が経過し施設の老朽化が進んでおり、維持管理費の増大及び突発事故や故障の発生リスクが増大しています。

このことから、より環境に配慮した新ごみ処理施設を建設するとともに、施設の統廃合をすすめる必要があります。なお、新ごみ処理施設の建設までは、これまで通り排ガス・焼却灰等の環境基準値を遵守し、現有施設の適正な維持管理に引き続き取り組むとともに、周辺環境中の大気・土壌等の測定を定期的を実施します。

また、稼働中の資源リサイクルセンター焼却施設では、隣接する福祉施設に熱エネルギーを活用した蒸気を供給して、暖房や給湯に利用しています。

さらに、資源化処理を行う施設（容器リサイクル施設、発泡スチロールリサイクル施設、不用品リフォームセンター、不燃ごみ処理場）についても、引き続き適正な維持管理を行うとともに、新ごみ処理施設の建設に合わせ施設の統廃合などについて検討する必要があります。

[取り組みの内容]

- (1) 現有施設の適正稼働
- ・現施設の適正な維持管理及び安全稼働
 - ・排ガス等の測定値の監視と環境基準値の遵守
 - ・排ガス等の測定結果の公表
- (2) 新ごみ処理施設の建設
- ・国内トップクラスの厳しい環境基準値の設定
 - ・熱エネルギーを活用した発電などによる地球温暖化ガスの排出抑制
 - ・防災機能や環境学習機能の設置
- (3) ごみ処理施設の統廃合
- ・焼却施設及び不燃ごみ処理場の統廃合の検討

新ごみ処理施設基本設計の概要

新ごみ処理施設の施設規模等を、次のとおり設定します。

1 計画ごみ処理量

施設規模を算定するための令和 8 年度における計画ごみ処理量は、次に表に示すとおり、年間処理量 22,885t、日平均処理量 62.7t となります。

処理対象項目		R8 処理量	
可燃ごみ	一般廃棄物	家庭系	13,310 t/年
		事業系	8,149 t/年
	産業廃棄物		450 t/年
	計		21,909 t/年
破碎・選別残渣		976 t/年	
合計	年間処理量	22,885 t/年	
	日平均処理量	62.7 t/日	

2 施設規模の算定式

新ごみ処理施設の施設規模は、国の「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」（平成 15 年 12 月 15 日 環廃対発第 031215002 号）に基づき算定します。

$$\text{施設規模 (t/日)} = \text{計画年間日平均処理量 (t/日)} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$$

・ 計画年間日平均処理量

施設稼働後 7 年以内において処理が最大となる年度の日量

・ 実稼働率：0.767

1 炉 280 日稼働（年間 365 日より、年 1 回の補修整備期間 30 日、年 2 回の補修点検期間各 15 日及び全停止期間 7 日間並びに起動・停止に要する日数 3 日各 3 回の合計 85 日を差し引いた日数）を 365 日で除した値（24 時間連続運転）

・ 調整稼働率：0.96

正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数

3 施設規模の算定

新ごみ処理施設の施設規模算定に当たり、年間運転計画は設計要領を基本とし、前述に示すとおり、実稼働率は 280 日稼働で 0.767、調整稼働率は 0.96 を使用します。

新ごみ処理施設の施設規模は、次のとおり算定し、95t/日（47.5t/日×2 炉）とします。

$$\begin{aligned} \text{施設規模 (t/日)} &= \text{計画年間日平均処理量 (t/日)} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} \\ &= 63\text{t/日} \div 0.767 \div 0.96 \\ &= 85.6\text{t/日} \Rightarrow 86\text{t/日} \quad (\text{災害廃棄物考慮なし}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{災害廃棄物 10\%考慮} &= 86\text{t/日} \times 1.1 \\ &= 94.6\text{t/日} \Rightarrow 95\text{t/日} \end{aligned}$$

4 施設の処理方式

・運転方式

高温で安定した燃焼状態を長時間継続することによりダイオキシン類の発生を抑制し、効率的な処理及び燃料等の節減に有効である「全連続運転方式」とします。

・焼却方式

高山市のごみ質及び分別方法を踏まえ、安全性、耐久性、操作性、維持管理等において有利であり、現有施設において実績がある「ストーカ方式」とします。

・焼却残渣（焼却灰）の処理

ごみを焼却した際に出る燃えがら（主灰）や排ガス中に含まれるすすなどのばいじん（飛灰）は、既設の最終処分場で「埋立処分」をします。

主灰の熔融処理については、大量の燃料や電気を使用することや、生成した熔融スラグの引き取り先の確保が難しいため採用しません。

6.3 最終処分

[現状と課題]

排出されたごみは、選別、焼却等の中間処理を経て、リサイクルできない燃えがらやプラスチック等を資源リサイクルセンターの埋立処分地で埋め立てしています。

また、選別後のプラスチック等安定品目の一部を丹生川埋立処分地でも埋め立てしているほか、久々野クリーンセンターの焼却残渣や資源リサイクルセンターの不燃ごみ選別残渣の一部については、市外の民間処理施設へ搬出しています。

資源リサイクルセンターでは、現在第1次埋立処分地の埋立が終了したため第2次埋立処分地を使用していますが、今後、第1次埋立処分地の廃止または一部閉鎖（跡地利用）及び第2次埋立処分地の埋立残余年数を延ばすための方策や新たな最終処分場の検討が必要となっています。

一方、豪雨や震災により発生する災害廃棄物の仮置場として最終処分地を確保しておく必要があります。

[取り組みの内容]

（1）現有施設の適正稼働

- ・ 現施設の適正な維持管理及び安全稼働
- ・ 排水等の測定値の監視と環境基準値の遵守
- ・ 排水等の測定結果の公表

（2）埋立処分地対策

- ・ 第2次埋立処分地の埋立残余年数を延ばす方策の検討・実施、新最終処分場の検討
- ・ 埋立が終了している第1次埋立処分地の跡地利用に向けた調査、手続き
- ・ 埋立が終了している久々野埋立処分地の廃止に向けた調査、手続き
- ・ 休止中である荘川及び上宝の各埋立処分地の適正管理
- ・ 丹生川埋立処分地の埋立残余年数を延ばす方策の実施
- ・ 災害廃棄物仮置場としての利用確保

6.4 災害廃棄物処理計画

[現状]

国において、平成 26 年 3 月に震災廃棄物対策指針が改定され、水害廃棄物対策指針との統合を行い、新たな「災害廃棄物対策指針」が策定され、東日本大震災を教訓とした災害時の廃棄物処理方法及び処理体制の確保等に関する方針が示されました。

これを受け、岐阜県では平成 27 年度に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

また、岐阜県の計画策定を受け、高山市では令和 3 年度に「高山市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

[取り組みの内容]

(1) 災害廃棄物処理計画の見直し

- ・国や県の指針等を踏まえ、必要に応じて「高山市災害廃棄物処理計画」の見直しを行う

(2) 国、県、その他地方公共団体との連携

- ・災害時等における近隣都市との協力体制の確立

7 計画の運営管理

7.1 計画推進体制

1) 庁内体制

廃棄物行政では、多岐にわたる積極的な施策の展開が必要です。

そのため、職員及び指導員の養成を行うとともに、他部署と連携、協力して取り組みます。

- ・専門知識と経験を有する専門職員及び指導員の養成
- ・他部署と連携、協力

2) 情報公開

廃棄物発生量、処理状況、施設運転状況、処理経費等に関するデータについては、清掃概要、広報、ホームページ等により広く情報の公開を行っていきます。

3) 民間委託

収集運搬や資源選別等の業務については、従来から民間委託を進めてきましたが、今後も民間の力を活用し、効率的な事業の運営を行っていきます。

ごみ処理施設の整備や運営についても、より効率的、効果的な方法を研究します。

4) 市民参加

廃棄物に関する施策の推進、展開にあたっては、引き続き市民への情報公開と、市民参加の場づくりを行っていきます。

5) コスト管理

費用対効果を考慮した経営的視点からの事業の実施及び実績の評価によって、効果的な施策を展開していく必要があります。

そのため、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法である「一般廃棄物会計基準」等を活用し、他自治体との費用の比較評価や各年度における費用及び経年変化を把握し、効率的な運営に努めます。

7.2 計画の進捗状況管理

本計画の進捗状況の管理は、次の方法によって行います。

1) 計画管理の方法

(1) 数値の把握と検証

定期的に廃棄物の実態調査等を行い、品目ごとの数値、民間での再利用率及び自己処理量の把握に努め、「発生→排出→再利用・処理」の各段階における数量の把握を行います。また、動向を見極めながら、目標達成に向けた施策展開を行います。

(2) 実施計画の作成

一般廃棄物処理実施計画を毎年度作成します。

事業実績を検証することで課題等を検討し、実施計画に反映します。

事業の実施状況が、本計画と大幅に異なった場合や大きな状況の変化があった場合等は、計画の見直し等を含めて検討します。

(3) 基本計画の改定

総合計画及び環境基本計画に合わせて予定事業の実施や目標値の達成状況を検証したうえで、必要に応じて本計画の改定を行うとともに、計画の前提となる条件に大幅な変動が生じた場合も、計画の見直しを行います。